

建設業取引適正化推進期間 講習会

建設業法及び建設業法令遵守について

中国地方整備局 建政部

全体目次

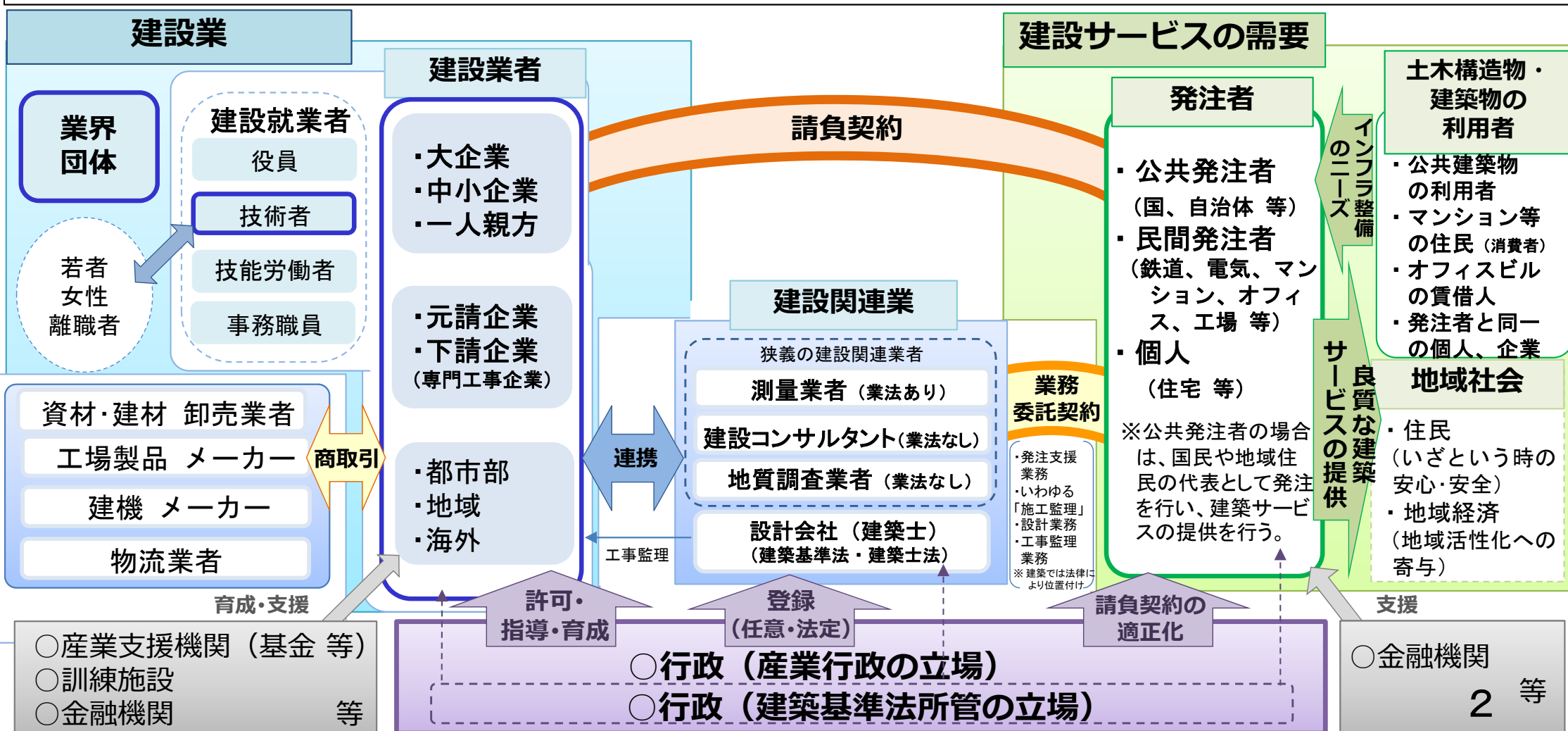
第1章	建設産業の現状・・・・・・・・・・	p.1
第2章	建設業法の概要・・・・・・・・・・	p.9
第3章	建設業法の直近の改正 (新・担い手3法)・・・・・・・・・・	p.18
	(デジタル社会の形成を図るための 関係法律の整備に関する法律)・・	p.24
第4章	適正な施工体制について・・・・・・・・	p.25
第5章	適正な取引について・・・・・・・・・・	p.48
参考	建設業における新型コロナウイルス感染症対策 ・・・・・・・・・・	p.74

第1章 建設産業の現状

建設産業の主なプレーヤー

建設産業は、

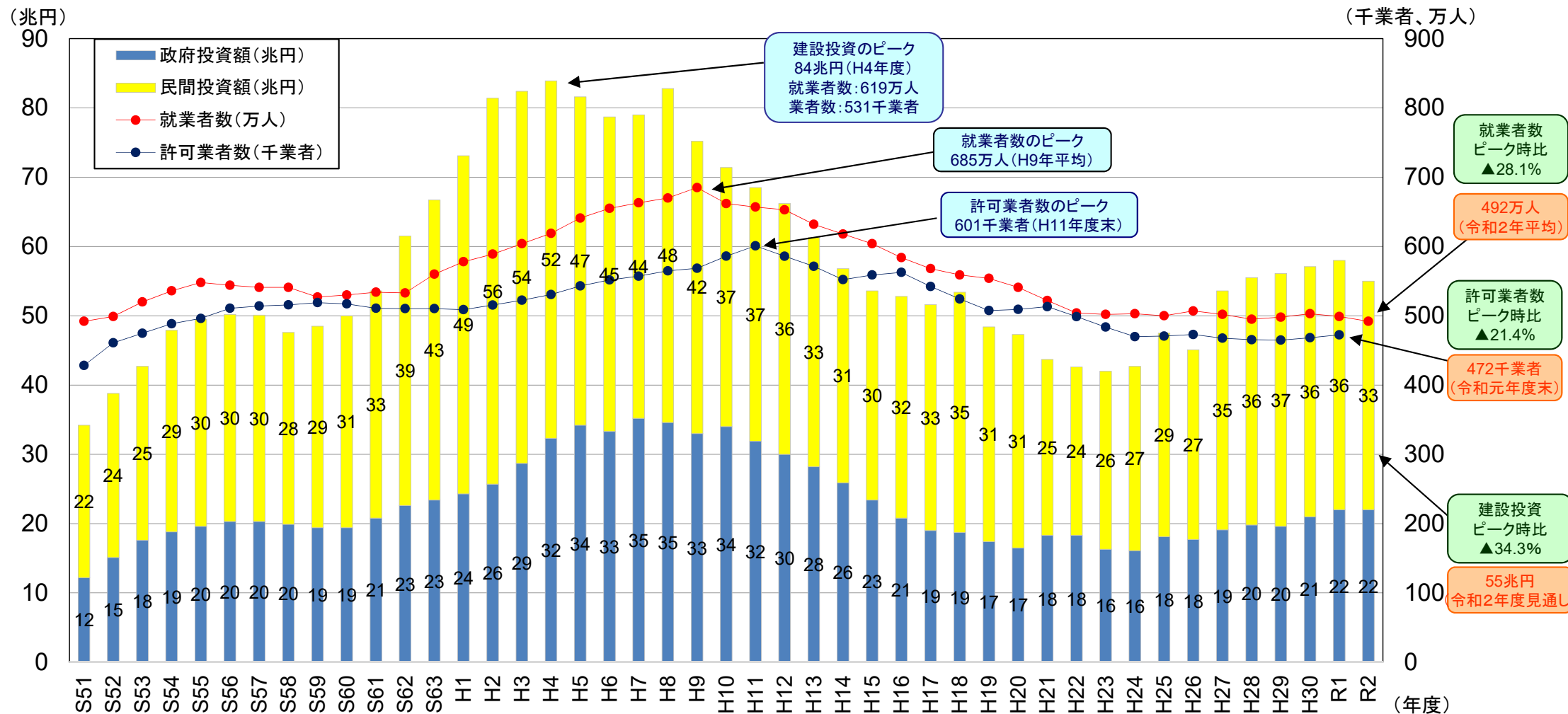
- ・インフラの整備・維持管理等を通じて良質なインフラサービスを提供するとともに、地域住民の安心・安全を確保し、地域経済を活性化する
- ・建築物の整備・維持管理等を通じて良質な建築サービスを提供することに加え、住宅など、国民の基本的な生活を支える上で必須の存在



※ 太枠が現行の建設業法の守備範囲

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成23年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和2年度は約55兆円となる見通し（ピーク時から約34%減）。
- 建設業者数（令和元年度末）は約47万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約21%減。
- 建設業就業者数（令和2年平均）は492万人で、ピーク時（平成9年平均）から約28%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成29年度（2017年度）まで実績、平成30年度（2018年度）・令和元年度（2019年度）は見込み、令和2年度（2020年度）は見通し

注2 許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値

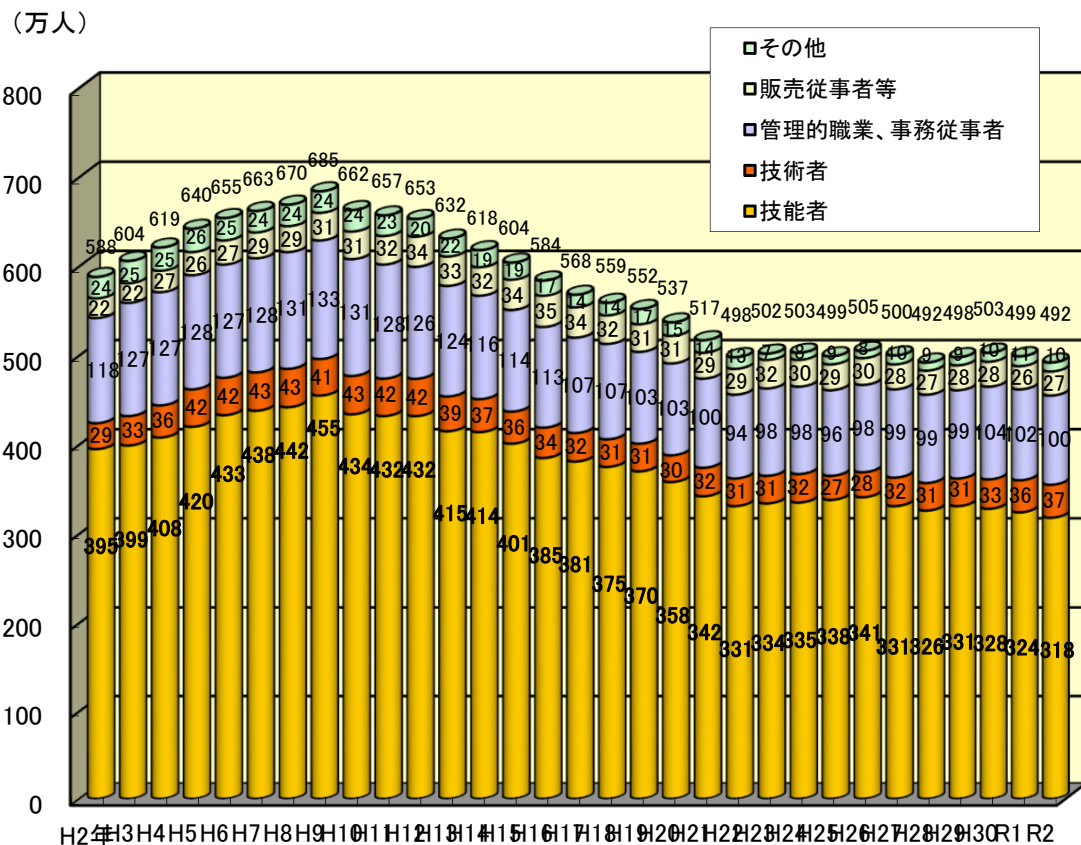
注3 就業者数は年平均。平成23年（2011年）は、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

注4 平成27年（2015年）産業連関表の公表に伴い、平成27年以降建築物リフォーム・リニューアルが追加されたとともに、平成23年以降の投資額を遡及改定している

建設業就業者の現状

技能者等の推移

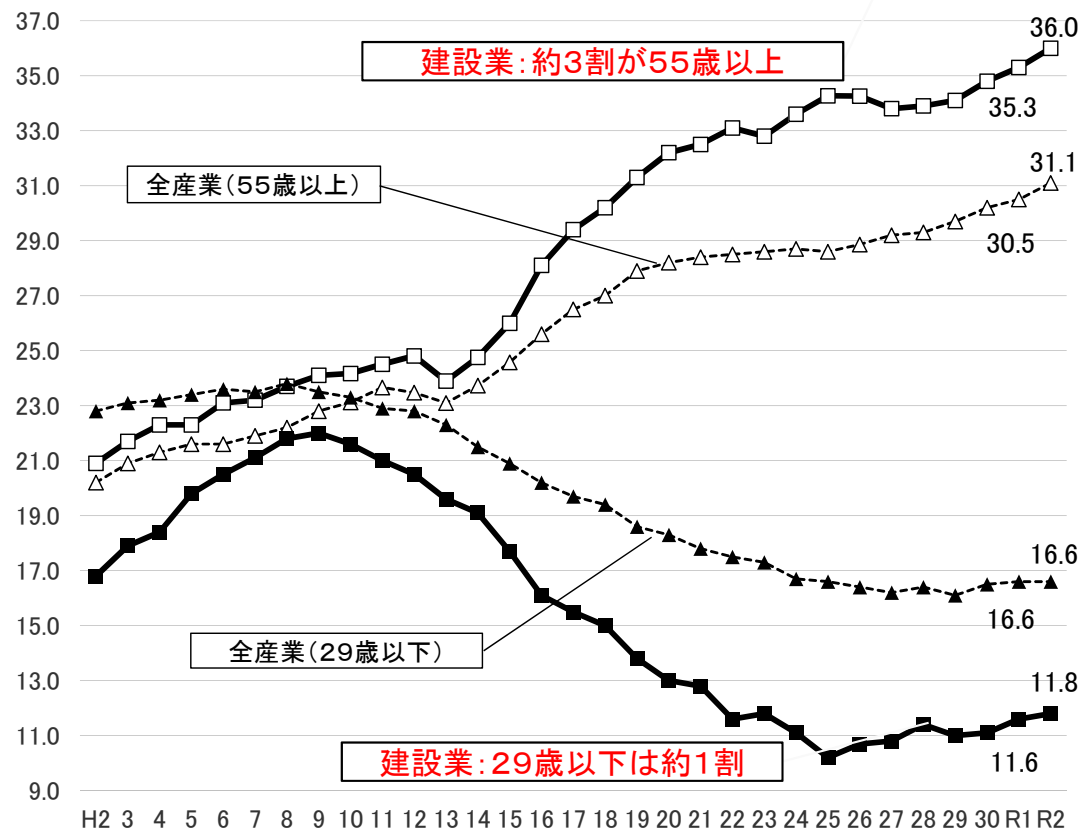
- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 492万人(R2)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 37万人(R2)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 318万人(R2)



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約36%、29歳以下が約12%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和元年と比較して55歳以上が約1万人増加(29歳以下は増減なし)。



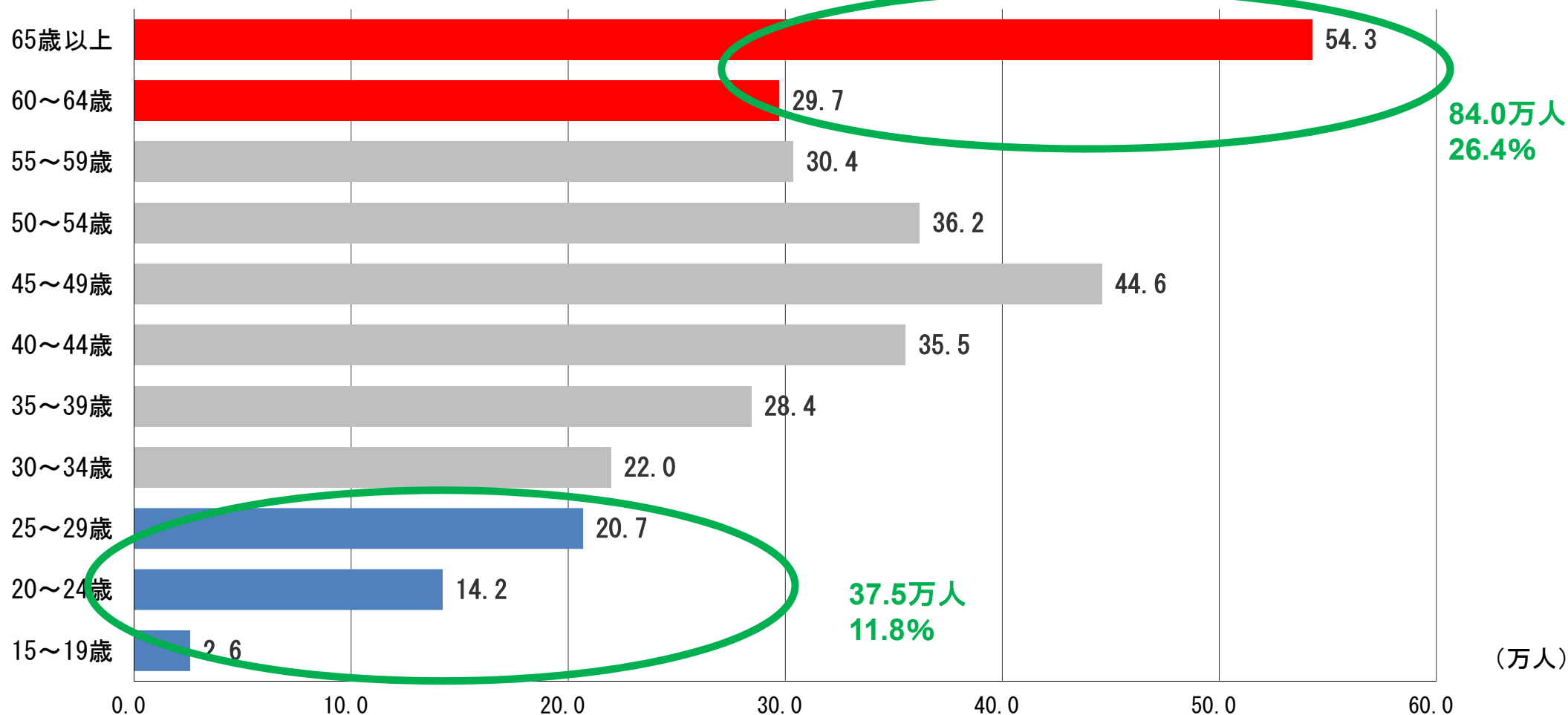
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

年齢階層別の建設技能者数

- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約10%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

➡ **担い手の待遇改善、働き方改革、生産性向上**を一体として進めることが必要

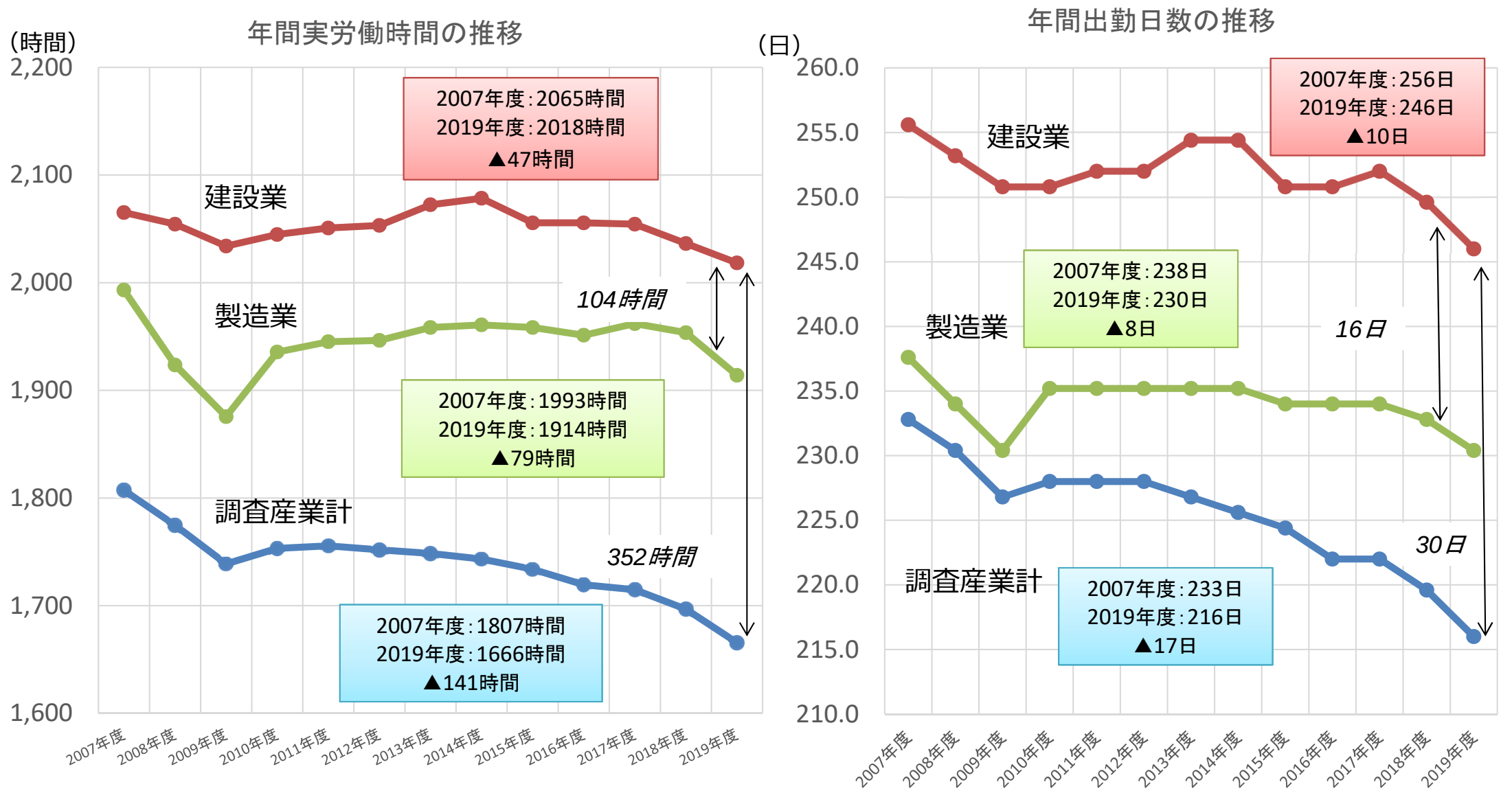
(年齢階層)



出所:総務省「労働力調査」(令和2年平均)をもとに国土交通省で推計

実労働時間及び出勤日数の推移（建設業と他産業の比較）

○ 年間の総実労働時間については、他産業と比べて300時間以上（約2割）長い。また、10年程前と比べて、全産業では約140時間減少しているものの、建設業はほぼ横ばい（約47時間減少）であり、大幅な改善は見られない。

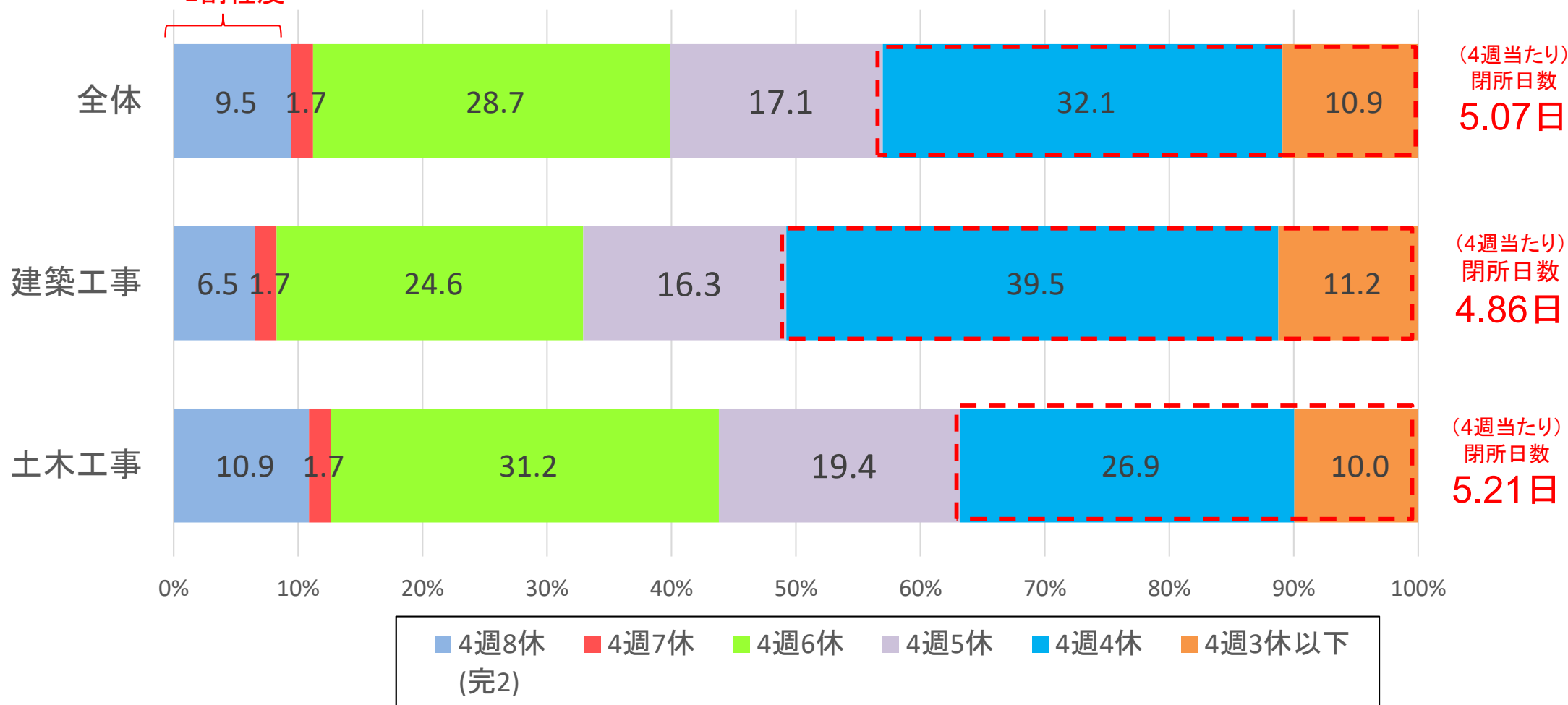


建設業における技術者の休日の状況

- 建設工事全体では、技術者の約4割が4週4休以下で就業している状況。

現在4週8休は
1割程度

【建設業における休日の状況】



【注】

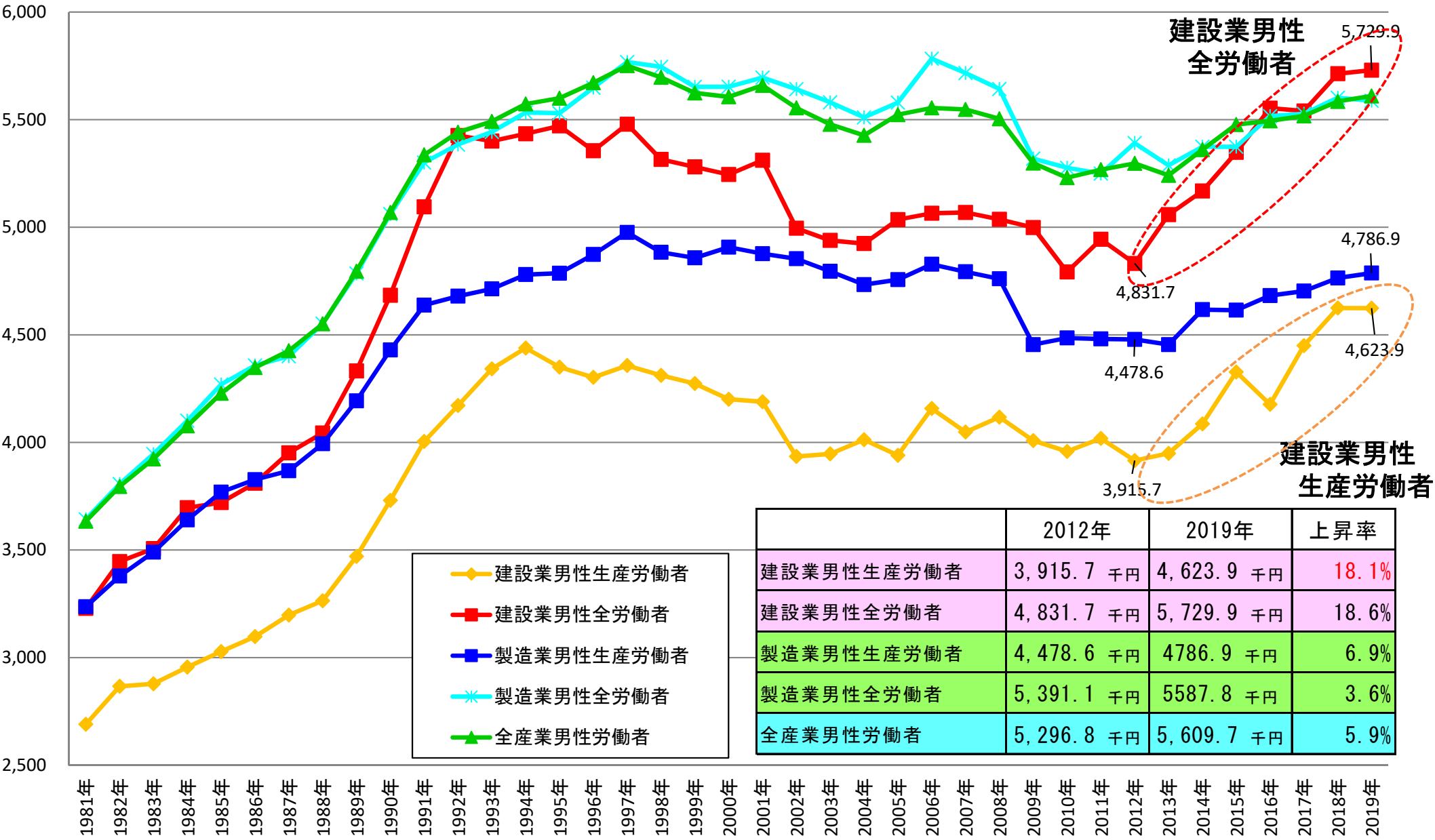
※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。

出典：日建協「2018時短アンケート(速報)」を基に作成

※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。

建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額の推移

(千円)



(資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
※ 年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

第2章 建設業法の概要

<導入> 担い手3法・ガイドラインとは？

○建設業法

建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

○品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律）

公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

○入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置、適正な金額での契約の締結等のための措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

○ガイドライン

元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドライン

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

※ガイドラインは当該施策における目安・指標

目的

- ・建設業を営む者の資質の向上
- ・建設工事の請負契約の適正化等



- 建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護
- 建設業の健全な発達を促進

許可制度 ★建設業者の資質の向上★

許可の要件

経営能力
(会社としての経営能力を評価)

業種ごとの技術力

誠実性

財産的基礎

欠格要件

- ・許可取消してから一定期間を経過しない者
- ・刑に処せられてから一定期間を経過しない者
- ・法人でその役員が欠格要件に該当する者 等

29業種

(土木工事業・建築工事業等)

特定建設業許可
(元請として4,000万円以上の下請契約を結ぶ工事)

一般建設業許可
(特定建設業以外)

許可の種類

国土交通大臣許可

都道府県知事許可

営業内容には違いはない

2以上の都道府県に営業所を設置

1の都道府県のみ営業所を設置

許可不要

500万円未満の建設工事
(建築一式工事については、1500万円未満又は150㎡未満の木造住宅工事)

事業承継

事前認可により建設業の許可を承継

技術者制度 ★施工技術の確保★

業種ごとに工事現場に技術者を設置

主任技術者の設置

監理技術者の設置
(元請として4,000万円以上の下請契約を結ぶ場合)

請負契約の適正化 ★発注者や下請負人の保護等★

- ・元請負人の義務
例: 施工体制台帳の作成 (4,000万円以上の下請契約を結ぶ場合)
- ・公正な請負契約の締結義務
- ・請負契約の書面締結義務

経営事項審査 ★公共工事元請業者の一元評価★

経営状況等に関する客観的事項の審査
(公共工事の元請になろうとする建設業者)

- ①経営状況 ②経営規模
- ③技術力 ④社会性

監督処分 ★法令遵守の実効性の担保★

※ 許可を有さない者に対しても処分可能

- ・指示処分
- ・営業停止処分
- ・許可取消処分

建設資材製造業者等への勧告・命令

資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・公表・命令することが可能

建設業者の定義

1. 「建設業者」の定義

○建設業法(昭和24年法律第100号)(抄)

第2条

3 この法律において「建設業者」とは、**第3条第1項の許可**を受けて**建設業**を営む者をいう。

建設工事の種類ごとに、特定建設業許可/一般建設業許可の別で許可が必要

※軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は許可が不要であるため、この者は「建設業者」ではない

元請、下請その他いかなる名義をもつてするかを問わず、**建設工事**の完成を請け負う営業(法 § 2①)

土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるもの

2. 「建設業者」に含まれるもの、含まれないもの

含まれるもの	含まれないもの
○公共発注者からダム築造工事を請け負ったゼネコン ○地方自治体から道路舗装工事を請け負った専門工事業者 ○一般消費者から持ち家の建替え工事を請け負ったハウスメーカー	○工場製品を製造する会社(注1) ○CMR ○除草を行うシルバー人材センター ○建築士事務所・設計コンサル ○非破壊検査業者(注2)

※注1 排水機場を構成するポンプ等の大規模工作物を製造するとともに、自ら設置する場合は建設業に該当

※注2 非破壊検査の結果判明した要修理箇所を修理することも含めて請け負う場合は建設業に該当

建設業の許可(第3条)

建設業を営もうとする者は建設工事の種類ごとに、
建設業の許可を受けなければならない

(軽微な建設工事(500万円未満)のみを請け負うことを営業とする者を除く)

許可の区分 許可を受ける行政庁	その営業にあたって、発注者から直接請け負う1件の建設工事につき合計金額4000万円以上の下請契約を締結して施工しようとするもの (特定建設業の許可)	左記に以外のも (一般建設業の許可)
2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をしようとする場合 ↓ 国土交通大臣	国土交通大臣許可 の 特定建設業者	国土交通大臣許可 の 一般建設業者
1の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合 ↓ 当該営業所の所在地を管轄する 都道府県知事	都道府県知事許可 の 特定建設業者	都道府県知事許可 の 一般建設業者

現行29業種区分 (1/2)

建設工事の種類(法律)	建設工事の内容(告示)	建設工事の例示(通達)
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ)足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事	イ)とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、(工作物解体工事※)
	ロ)くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	ロ)くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事
	ハ)土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	ハ)土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事
	ニ)コンクリートにより工作物を築造する工事	ニ)コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事
	ホ)その他基礎的ないしは準備的工事	ホ)地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事
石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガスパ配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事

現行29業種区分 (2/2)

建設工事の種類(法律)	建設工事の内容(告示)	建設工事の例示(通達)
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物等の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

建設業許可における基本的注意事項

1. 建設業許可の業種

○建設業29業種

- ・土木一式、建築一式：大規模な工作物、建築物の工事を総合的にマネジメントする業種
- ・27専門工事業：特定の専門的分野の工事を行う業種
- ・一式工事の許可のみを受けている者が、専門工事を単独で請け負う場合は、専門工事の許可が必要

2. 附帯工事

○許可を受けた業種以外の業種に係る工事であっても、許可業種の工事に附帯する工事であれば請負うことが可能

- ・主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事
例：管工事の施工に伴って必要を生じた熱絶縁工事あるいは塗装工事等
- ・主たる建設工事を施工するために生じた他の従たる建設工事
例：電気工事の施工に伴って必要を生じた内装仕上げ工事

○許可を受けた業種以外の業種に係る附帯工事を自ら施工する場合は当該工事に関する専門技術者を置かなければならない

○附帯工事を自ら施工しない場合は、当該工事（軽微な工事を除く）に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければならない

3. 建設業許可を必要とする建設工事金額

○500万円以上の請負金額

- ・消費税含む
- ・別に支給される材料も含む
- ・工期を分割しても一連の工事であれば、同一の工事とみなす

○特定建設業許可・・・大規模工事の元請用 【法第3条第1項第2号】

発注者から直接請け負った1件の建設工事のうち、

4, 000万円以上の下請契約を行う場合
(建築工事業については6, 000万円以上)

※業種毎に選択可

○一般建設業許可・・・上記以外 【法第3条第1項第1号】

特定建設業の責務

※特定建設業者は、下請が重層的に行われる大規模な建設工事を元請として受注する社であり、組織的・技術的能力とともに、下請業者に対して法令遵守を的確に行うことが求められる

○許可基準の強化 営業所に置く技術者の要件 財産的基礎の要件【法第15条】

○下請代金の支払期日の規制（50日）と遅延利息 【法第24条の6第1項、4項】

○下請代金の支払方法の制限（割引困難手形交付の禁止） 【法第24条の6第3項】

○下請業者の労賃不払いなどの立替払いなど【法第41条第2項、3項】

○施工体制台帳、施工体系図の作成など【法第24条の8第1項、4項】

○下請業者の指導、違反是正、許可行政庁への通報【法第24条の7】

○工事現場への監理技術者の設置【法第26条第2項】 等

第3章 建設業法の直近の改正

(新・担い手3法)

(デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律)

新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について

平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>

○発注者の責務

- ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

○受注者（下請含む）の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

働き方改革の推進

○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

○発注者・受注者の責務

- ・情報通信技術の活用等による生産性向上

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

○調査・設計の品質確保

- ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

1.建設業の働き方改革の促進

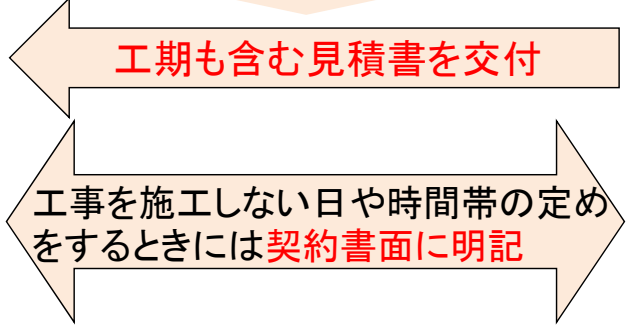
長時間労働の是正

中央建設業審議会が**工期に関する基準**を作成

注文者

通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による**請負契約の締結を禁止**
・違反した場合、**勧告**
・従わないときは、その旨を**公表**
※建設業者の場合は**監督処分**

実施を勧告



建設業者

工程の細目を明らかにし、工種ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り

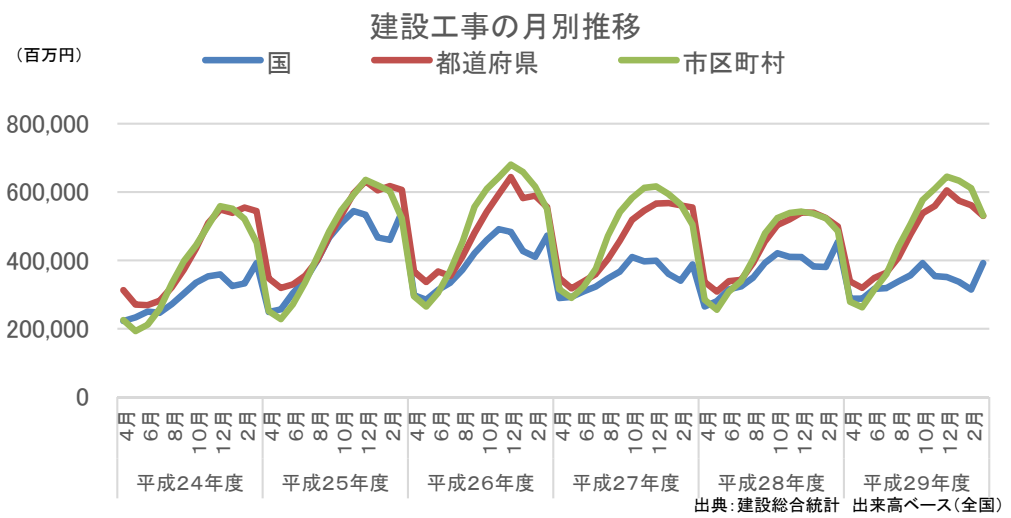
<参考>
建設業の働き方改革のための関係省庁連絡会議において、「**建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン**」を策定し、関係省庁に要請。



平準化

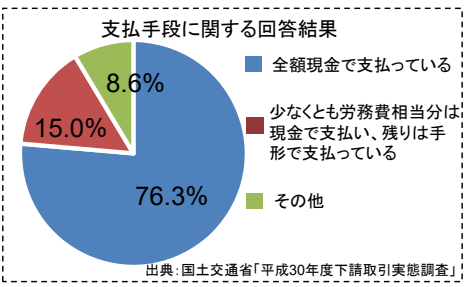
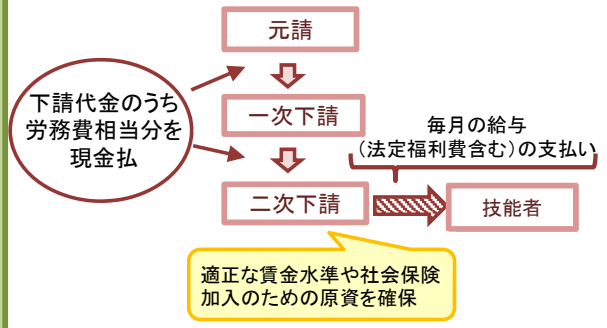
<入契法にて措置>

入札契約適正化指針に公共発注者が取り組むべき事項として、**工期の確保や施工時期の平準化を明記**(※)
(※)公共団体等に対する努力義務。地方自治体への要請が可能となる。



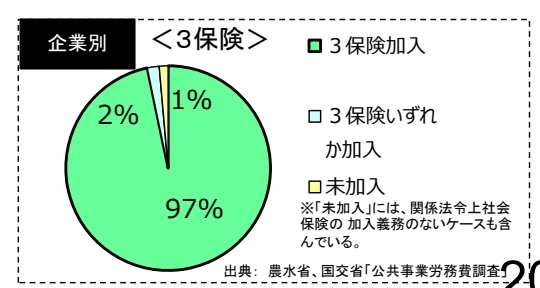
処遇改善

下請代金のうち**労務費相当分について現金払**
➡ **下請労働者の処遇改善**



下請の建設企業も含め社会保険加入を徹底するため、社会保険に未加入の建設企業は**建設業の許可・更新を認めない**仕組みを構築

➡ **不良・不適格業者の排除や公正な競争を促進**



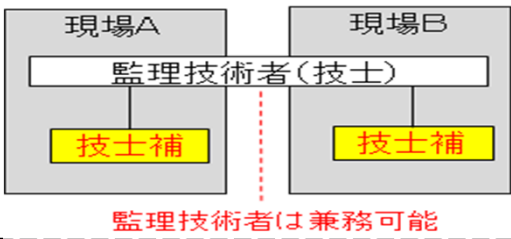
※省令事項として位置付け

2.建設現場の生産性の向上

限りある人材の有効活用と若者の入職促進

元請

- 監理技術者の専任緩和
監理技術者補佐を専任で置いた場合は、**元請の監理技術者の複数現場の兼任を可能とする**
- 元請の監理技術者を**補佐する制度の創設**
技術検定試験を学科と実地を加味した第1次と第2次検定に再編成。
第1次検定の合格者に**技士補の資格を付与**。
➡ 若者の現場での早期活躍、入職促進

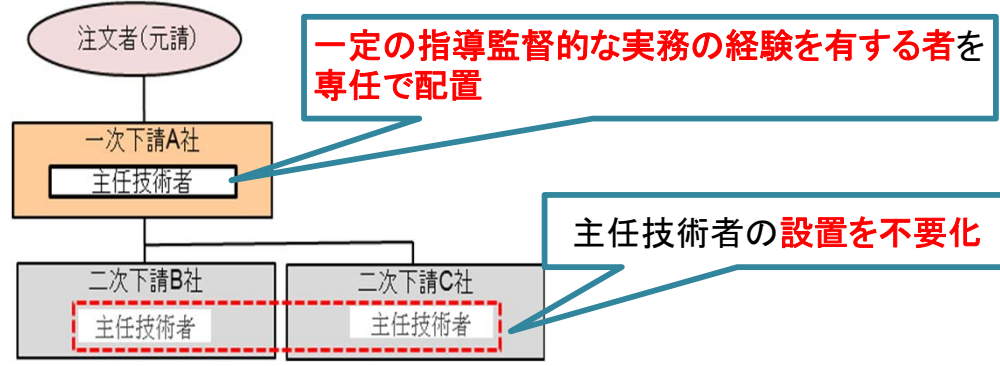


※監理技術者補佐の要件は、主任技術者の要件を満たす者のうち、1級技士補を有する者を想定

＜現行制度＞
監理技術者もしくは主任技術者は、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の工事については、工事現場毎に専任が必要。

下請

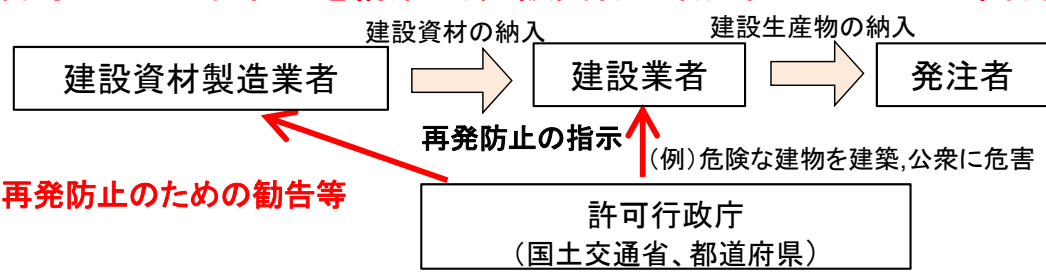
- **専門工事一括管理施工制度の創設**
以下の要件を満たす場合、下請の主任技術者の設置を不要とする：
 - ・一式以外の一定の金額未満の下請工事
 - ・元請負人が注文者の承諾と下請建設業者の合意を得る
 - ・更なる下請契約は禁止



※適用対象は、施工技術が画一的で、技術上の管理の効率化を図る必要がある工種に限定

建設工事の施工の効率化の促進

建設生産物に、資材に起因した不具合が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、再発防止のため、**建設資材製造業者に対して改善勧告等ができる仕組みを構築し、建設資材の活用促進に向けた環境を整備**



➡ 建設資材製造品の積極活用を通じた**生産性の向上**

落橋防止装置等の溶接不良
(平成27年12月22日 落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書)

【事案概要】
耐震補強工事に使用された落橋防止装置等の部材(約150基のうち、調査を行った80基の約7割にあたる58基)に、溶接不良による亀裂を発見

落橋防止装置 溶接不良箇所

上部構造 下部構造 溶接不良箇所

3.持続可能な事業環境の確保 等

経營業務管理責任者に関する規制の合理化

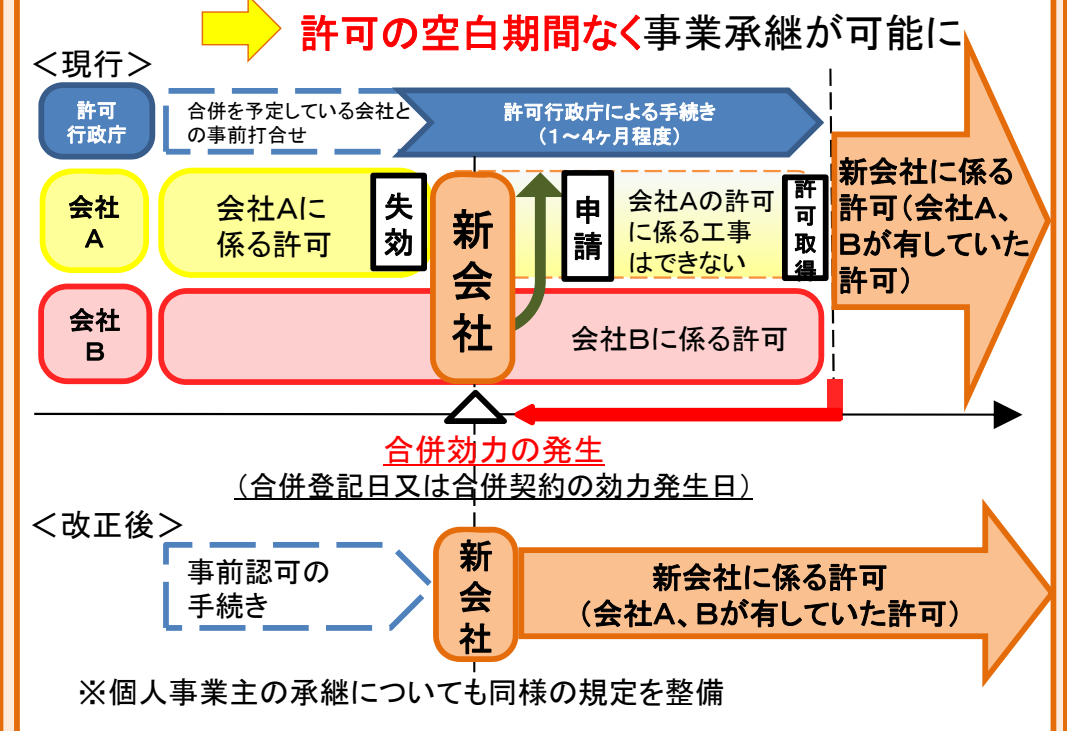
- ・建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員に在ることを必要とする規定を廃止
- ・下請の建設企業も含め社会保険加入を徹底するため、社会保険に未加入の建設企業は建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築(再掲)

【現行の許可制度の要件】

(1)経営の安定性	
経営能力	(経營業務管理責任者) →事業者全体として適切な経営管理責任体制を有すること
財産的基礎	(請負契約を履行するに足る財産的基礎・金銭的信用)
(2)技術力	
業種ごとの技術力	(営業所専任技術者)
(3)適格性	
誠実性	(役員や使用人等の、請負契約に関する不正・不誠実さの排除)

円滑な事業承継制度の創設

合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。



その他改正事項

工期等に影響を及ぼすおそれがある事象に関する情報の提供
工事現場におけるリスク発生時の手戻りを減少させるため、注文者が施工上のリスクに関する事前の情報提供を行う

不利益取扱いの禁止
元請負人がその義務に違反した場合に、下請負人がその事実を許可権者等に知らせたことを理由とした不利益な取扱いを禁止

建設業許可証掲示義務緩和
工事現場における下請業者の建設業許可証掲示義務を緩和

施工技術の確保
建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術等の向上の努力義務化

災害時における建設業者団体の責務
迅速な災害復旧の実現のため、建設業者と地方公共団体等との連絡調整等、災害時における公共との連携の努力義務化

工期に関する基準(令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告) 概要

- 本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
 - (i) 多様な関係者の関与 (ii) 一品受注生産 (iii) 工期とコストの密接な関係
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
 - (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方 (ii) 公共工事における考え方 (iii) 下請契約
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因
 - 降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間
 - 改正労働基準法に基づく法定外労働時間
 - 建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保
- (3) イベント
 - 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水塔の落水期間 等
- (4) 制約条件
 - 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約 等
- (5) 契約方式
 - 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、分離発注 等
- (6) 関係者との調整
 - 工事の前に実施する計画の説明会 等
- (7) 行政への申請
 - 新技術や特許公報を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生
 - 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更
 - 当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議・合意
- (10) その他
 - 施工時期や施工時間、施工法等の制限 等

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理 ※詳細は別紙に整理

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
 - (i) 資機材調達・人材確保
 - (ii) 資機材の管理や周辺設備
 - (iii) その他
- (2) 施工
 - (i) 基礎工事 (ii) 土工事 (iii) 躯体工事
 - (iv) シールド工事 (v) 設備工事
 - (vi) 機器製作期間・搬入時期 (vii) 仕上工事
 - (viii) 前面及び周辺道路状況の影響 (ix) その他
- (3) 後片付け
 - (i) 完了検査 (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
 - (iii) 原型復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野
- (2) 鉄道分野
- (3) 電力分野
- (4) ガス分野

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
 - 駆け込みホットラインの活用
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
 - 受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し
 - 本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

<最新改正> デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

☆改正内容

～建設工事の見積書について、電磁的方法（メールに添付すること含む）により提供することが可能であることが法令上明確化されました～

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年9月1日施行)において、建設業関連法令を含む各法律に規定された民間手続等について電磁的方法により行うこと等を可能とする見直しが行われました。

具体的には、下記の書面についてです。

<建設業法改正関係>

- ・建設工事の見積書(法第20条第2項)→P.37
- ・特定専門工事に係る元下間の合意をするための書面(法第26条の3第3項)→P.52

あわせて建設業法施行規則(省令)が改正され、手続きを電磁的方法により行う場合の具体的な方法や基準が規定されました。

<電磁的方法が可能となったその他の関係法令>

○公共工事の前払金保証事業に関する法律

- ・保証金の請求に係る書面(法第13条第2項)

○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

- ・対象建設工事の届出に係る事項の説明のための書面(法第12条第1項)

※電磁的方法の例示

- ①電子情報処理組織
(電子メール、webサービス等)
- ②磁気ディスクその他
(CD-ROM等)

☆主な注意点

①見積書交付において電磁的方法を用いる場合には、次の要件を満たす必要があります。

- ・電磁的方法により送付することについてあらかじめ注文者の承諾を得ること
- ・上記の「承諾」は書面または電磁的方法により行うこと

②請負契約書の交付を電磁的方法で行う場合には、次の技術的基準を満たした措置を講じる必要がある点で、見積書とは異なりますので、ご注意ください(従前から同様)。

- ・ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないことを確認できる措置を講じていること
- ・当該契約の相手方が本人であることを確認できる措置を講じていること
(pdf化した契約書をメール送信することでは、上記を満たしません)

第4章 適正な施工体制について

技術者制度の意義

建設生産物の特性

- 一品受注生産（予め品質を確認できない）
- 完成後は瑕疵の有無確認が困難
- 長期間、不特定多数の者に利用される 等

施工の特性

- 下請業者も含めた多数の者による総合組立生産
- 天候等に左右されやすい現地屋外生産
- 発注者は建設業者の技術力を信頼し施工を託す

これらを踏まえ、

建設業者が
組織として有する技術力

+

結集

建設業者に属する技術者が
個人として有する技術力

現場に配置した技術者が、
適正に技術的判断・確認

これにより、

適正かつ生産性の高い施工を確保

高い技術力を有する技術者を
工事現場毎に配置することが必要

主任技術者

建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合、
請負代金の大小、元請・下請に関わらず **“必ず”** 工事現場に施工上の管理をつかさどる



『主任技術者』の配置が必要

※500万円未満であっても、施工する建設工事の許可業者であれば主任技術者の配置が必要。

監理技術者

発注者から直接工事を請け負い（元請）、そのうち4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）
以上を下請契約して施工する場合、



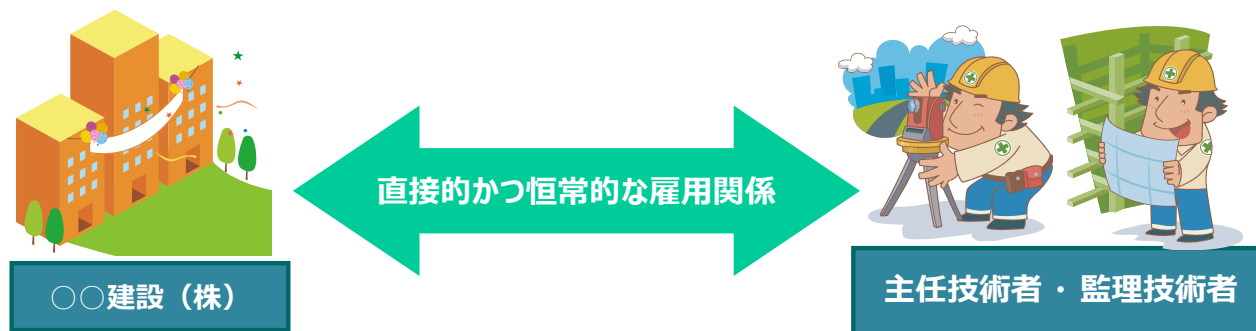
『監理技術者』の配置が必要

求められる雇用関係

主任技術者又は監理技術者については、工事を請け負った企業との
直接的 かつ **恒常的** な雇用関係が必要。

以下のような技術者の配置は認められません。

- ①直接的な雇用関係を有していない場合（在籍出向者や派遣社員など）
- ②恒常的な雇用関係を有していない場合（一つの工事の期間のみの短期雇用など）



★恒常的な雇用関係については、**監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴**
又は**健康保険被保険者証の交付年月日等**により**確認**することが必要。

★国、地方公共団体等が発注する建設工事において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日※**以前に3ヵ月以上の雇用関係にあることが必要**

※指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日

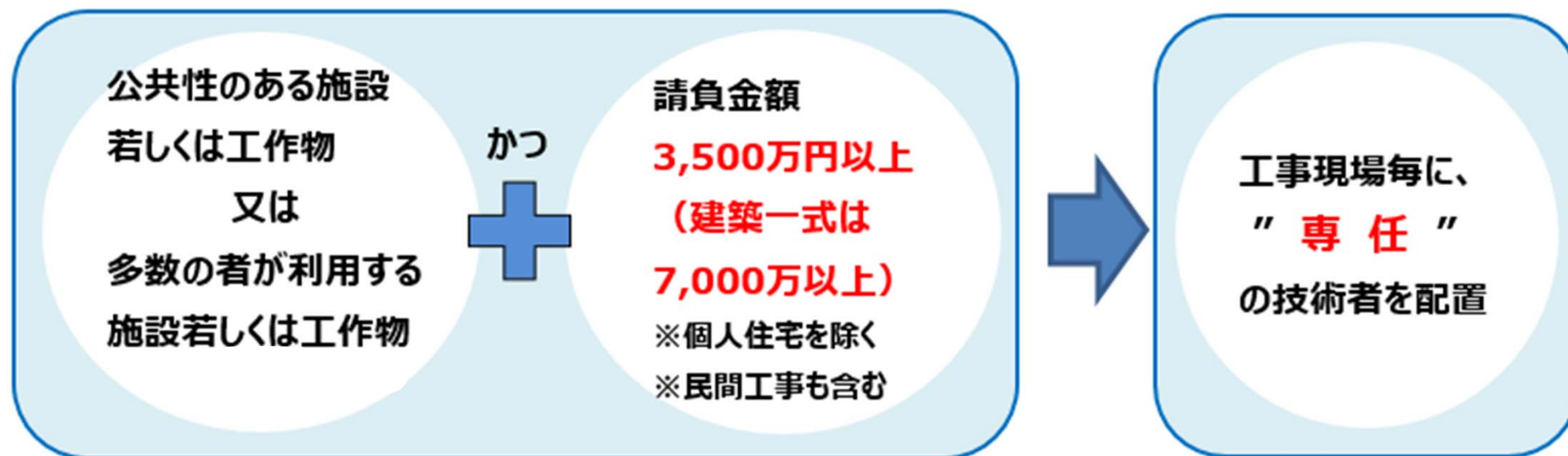
技術者の専任配置

公共性のある施設若しくは工作物 又は 多数の者が利用する施設若しくは工作物
に関する重要な建設工事で、

工事一件の請負代金が**3,500万円**（建築一式工事の場合は7,000万円）**以上**のもの

➡ **工事現場ごとに専任の技術者を配置**

※専任技術者の配置は下請工事であっても必要。



工事現場毎に専任

専任

他の工事現場に係る職務を兼務せず、
常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいいます。



「営業所の専任技術者」との兼任は、他の工事現場との兼任と同様、不可能。

【 補足 】

- ・「専任」とは、必ずしも当該工事現場への常駐を必要とするものではありません。
- ・技術者の継続的な技術研鑽の重要性や建設業の働き方改革を推進する観点を踏まえ、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他合理的な理由で監理技術者等が短期間工事現場を離れることは、
 - ①適切な施工ができる体制を確保、
 - ②その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、
下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請、
の了解を得ていることを前提として、差し支えないとされています。

専任で設置すべき期間

元請が監理技術者等を工事現場に**専任で設置すべき期間**



契約工期が基本

【 例 外 】

契約工期中であっても、次の期間については、専任を要しません。

条件：発注者と建設業者の間で

設計図書若しくは打合せ記録等の**書面**により**明確化**していること。

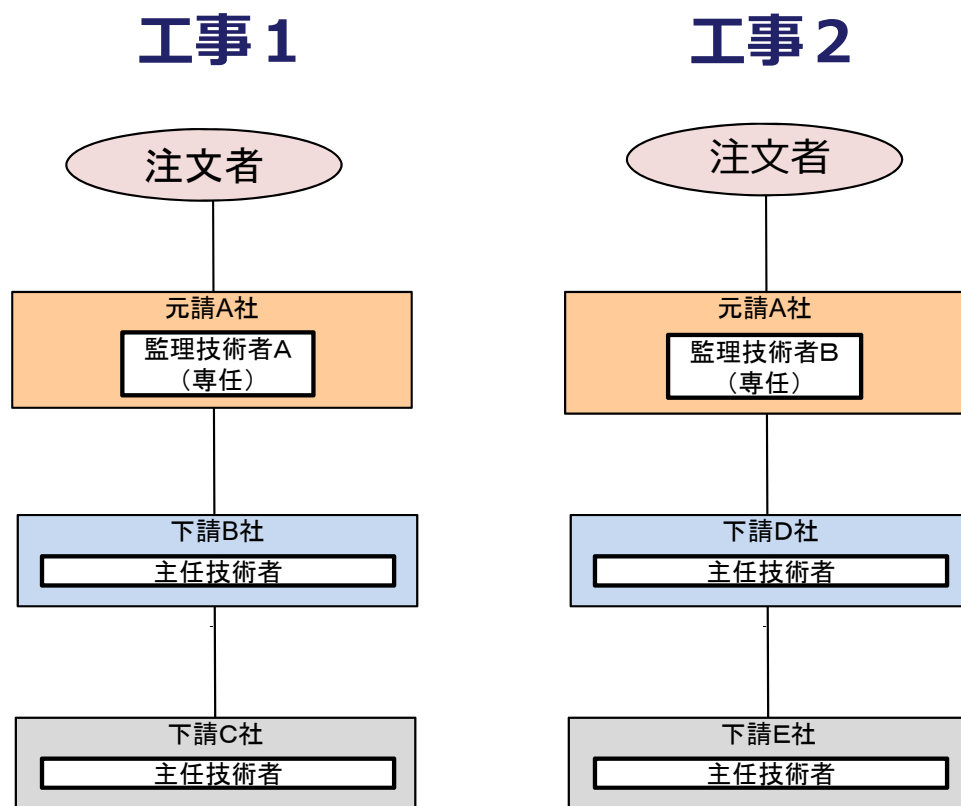
- ① 現場施工に**着手するまでの期間**
- ② 工事を全面的に**一時中止**している期間（用地未確保、自然災害等）
- ③ 工事**完成後**の期間
- ④ **工場製作のみ**が行われている期間

● 監理技術者の専任の緩和(建設業法第26条) ●

※令和2年10月1日施行

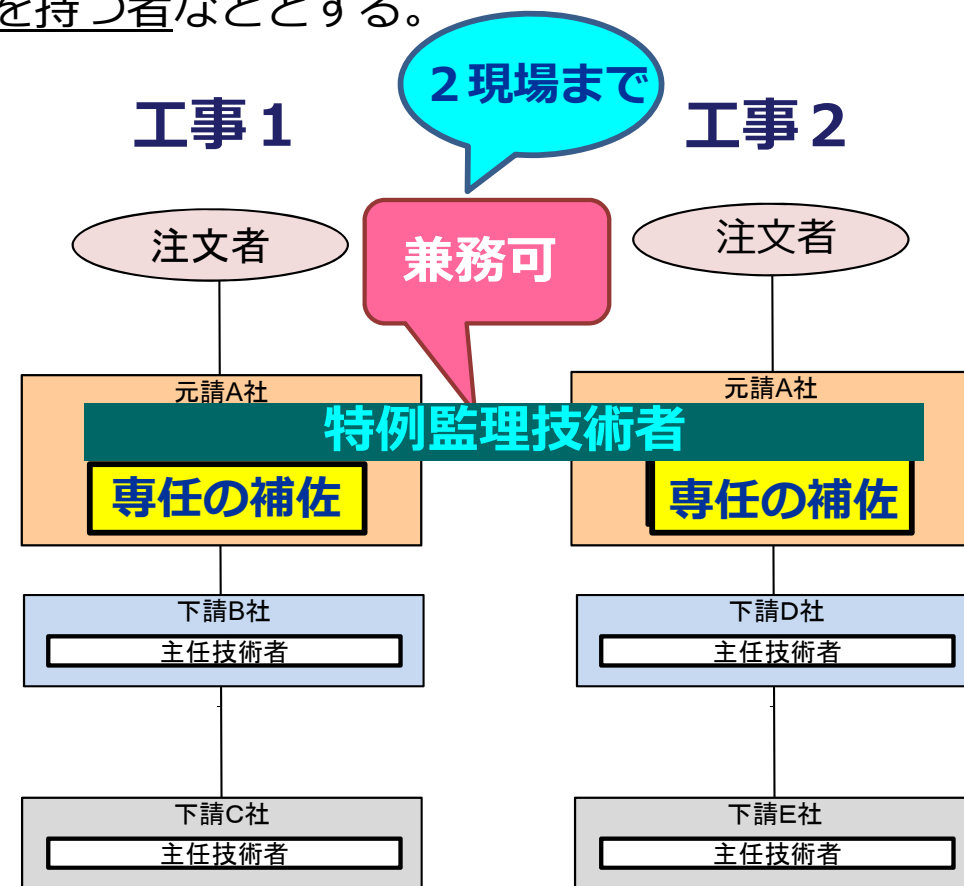
【改正前】

- ・ 建設工事の請負代金の額が3500万円（建築一式工事にあつては7000万円）以上である場合については、監理技術者は現場に専任の者でなければならない。



【改正後】

- ・ 監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を認めることとする。（当面2現場とする予定。）
- ・ 政令で定める者は、今回創設する技士補制度のうち、1級の技士補であつて主任技術者の資格を持つ者などとする。



●＜条文＞建設業法第26条●

○建設業法

（主任技術者及び監理技術者の設置等）

第二十六条 （略）

2 （略）

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。

4 前項ただし書の規定は、同項ただし書の工事現場の数が、同一の特例監理技術者（同項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。次項において同じ。）がその行うべき各工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を行つたとしてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。

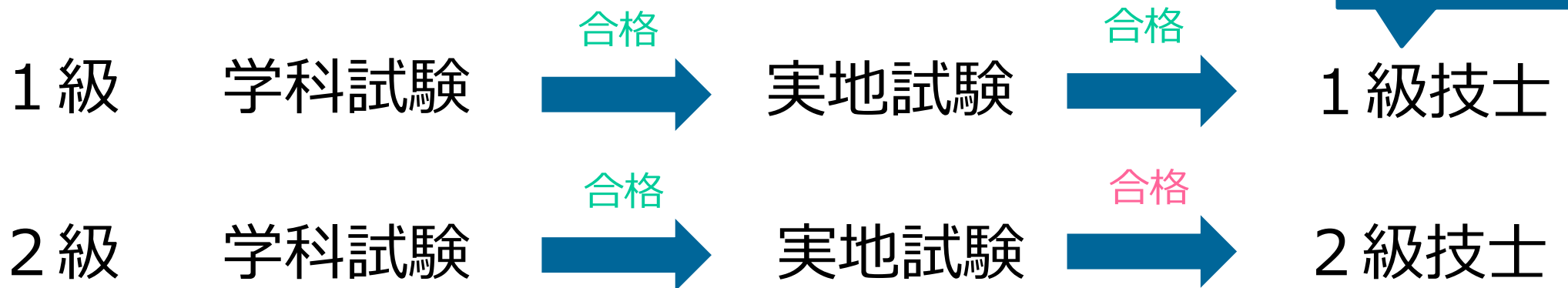
5 第三項の規定により専任の者でなければならない監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第二十六条の五から第二十六条の七までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもののうちから、これを選任しなければならない。

6 （略）

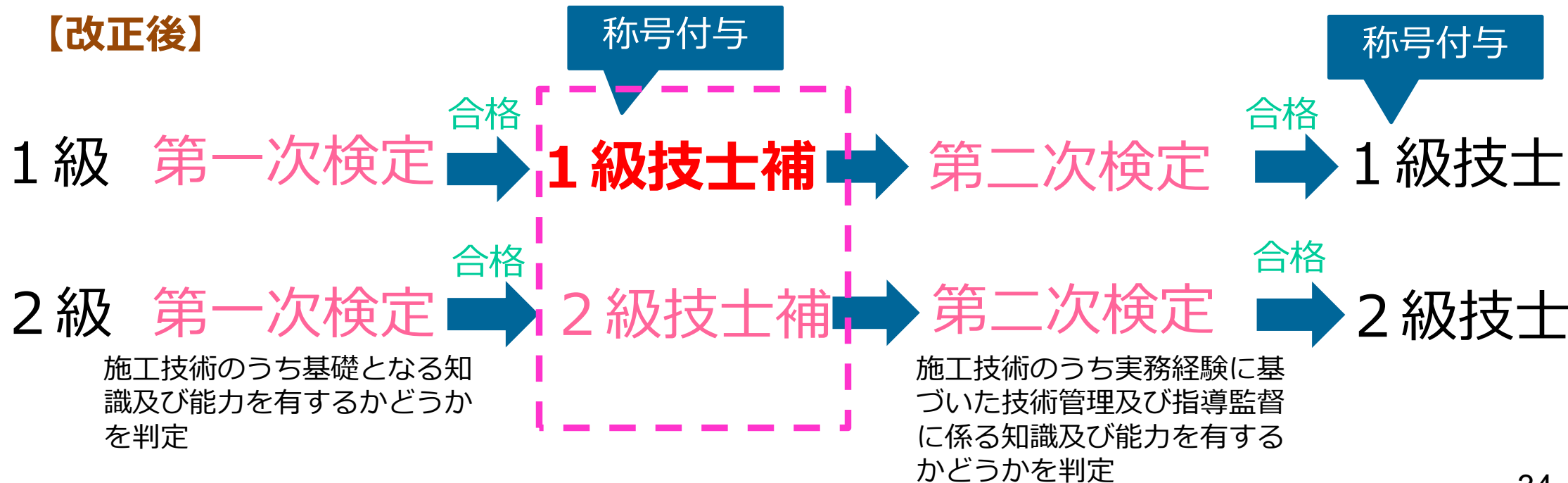
監理技術者補佐になれる者

- ①法第15条第二号イ、ロ、ハに該当する者、学歴や実務経験により監理技術者の有資格者
- ②当該業種の主任技術者有資格者かつ1級技士補である者

【改正前】



【改正後】



技士補制度の創設

改正前

技術検定

- 学科試験
- 実地試験

合格

技 士

※いずれも合格

改正後

技術検定

○第1次検定

合格

技士補

○第2次検定

合格

技 士

1級受験資格の見直し

○法改正にあわせて、2級第2次検定合格者については、1級の第1次検定を受験するにあたり、1級相当の実務経験を不要とする

改正前

2級
実地試験

①

②

③

④

⑤

※
実務経験

1級
学科・実地試験

1級受験には所定の実務経験が必要

改正後

2級
第2次検定

①

②

③

④

⑤

※
実務経験

1級
第1次検定

1級
第2次検定

2級第2次検定合格後に1級第1次検定を受験可能に

※所定の実務経験を積んだ場合
5年⇒3年に短縮

【改正前】

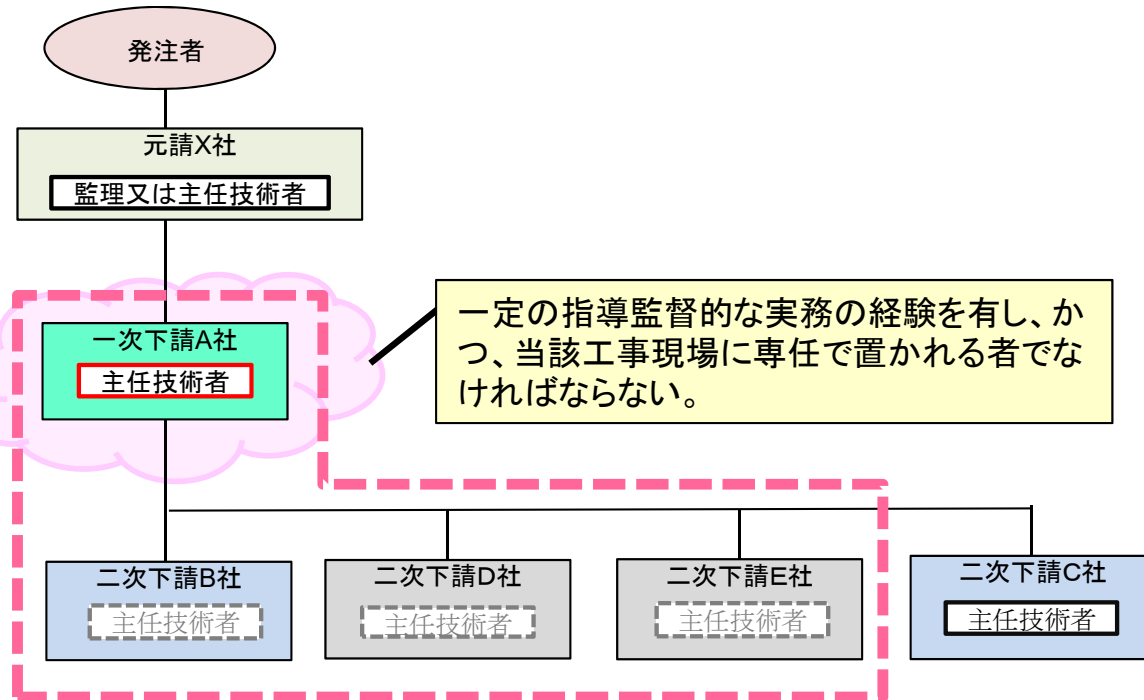
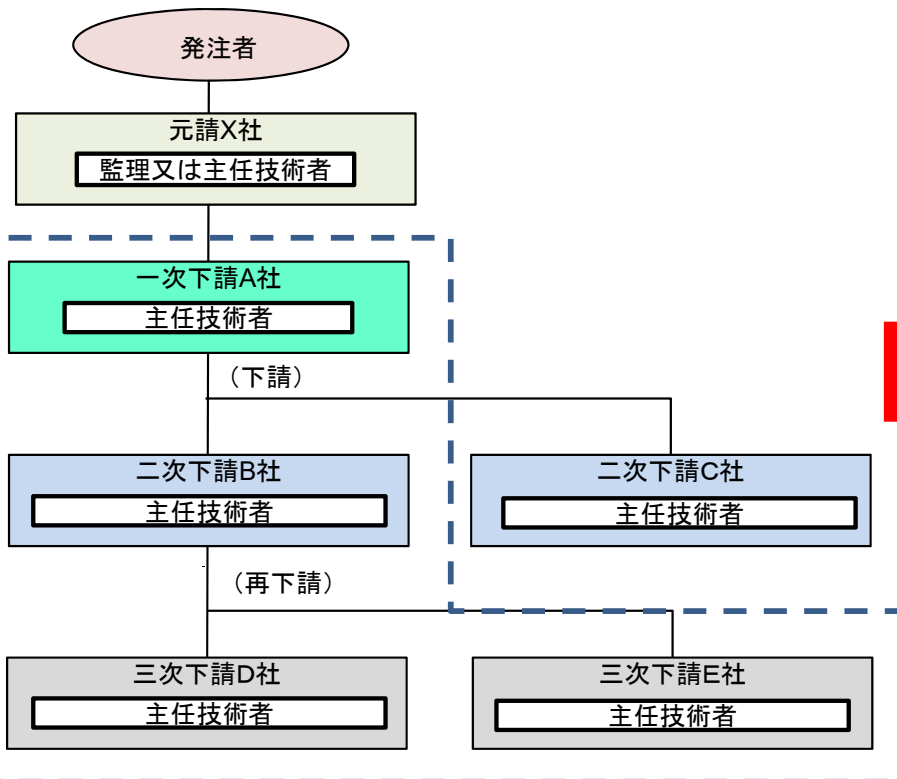
本来であれば一次下請Aが置く主任技術者による技術上の施工管理のみで適正施工が確保される場合であっても、**第26条の規定により全ての二次下請、三次下請（B～E）がそれぞれ主任技術者を置くことが必要。**

【改正後】

一次下請A社及び二次下請B、D、Eは、その合意により、Aが自ら工事現場に置く主任技術者が、その行うべき技術上の施工管理と併せて、本来であればB、D、Eの主任技術者が行うべき技術上の施工管理を行うこととしたときは、B、D、Eは、当該工事現場に主任技術者を置くことを**要しない**こととする。（新第26条の3）

（※）適用対象は、下請代金の額が3,500万円未満の鉄筋工事及び型枠工事とする。

＜一次下請の主任技術者が一括で施工管理をする場合＞



一定の指導監督的な実務の経験を有し、かつ、当該工事現場に専任で置かれる者でなければならない。

効果

元請負人： 自社施工分を超える業務量に対応しやすくなる

下請負人： 受注の機会を確保しやすくなる

+

建設業における重層下請構造の改善に寄与

一次下請A社の直用の労働者が不足しており、その不足を補うため同様の建設工事の内容をB社に再下請。（B社でも足りない場合はさらにD社、E社にも再下請）

●主任技術者の配置義務の見直し②(活用にあたっての要件)●

対象とする工事 (第2項)

政令で定める特定専門工事は、**土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるもの**として、以下の工事を想定。

- ・鉄筋工事
- ・型枠工事

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第37号。令和3年9月1日施行)により書面の交付について**電磁的方法により行うことが可能になりました**。

下請契約の請負代金の額 (第2項)

政令で定める額→主任技術者の専任義務が3500万円以上となっていることを踏まえ3500万円未満

手続き (第1. 3. 4. 5. 6項)

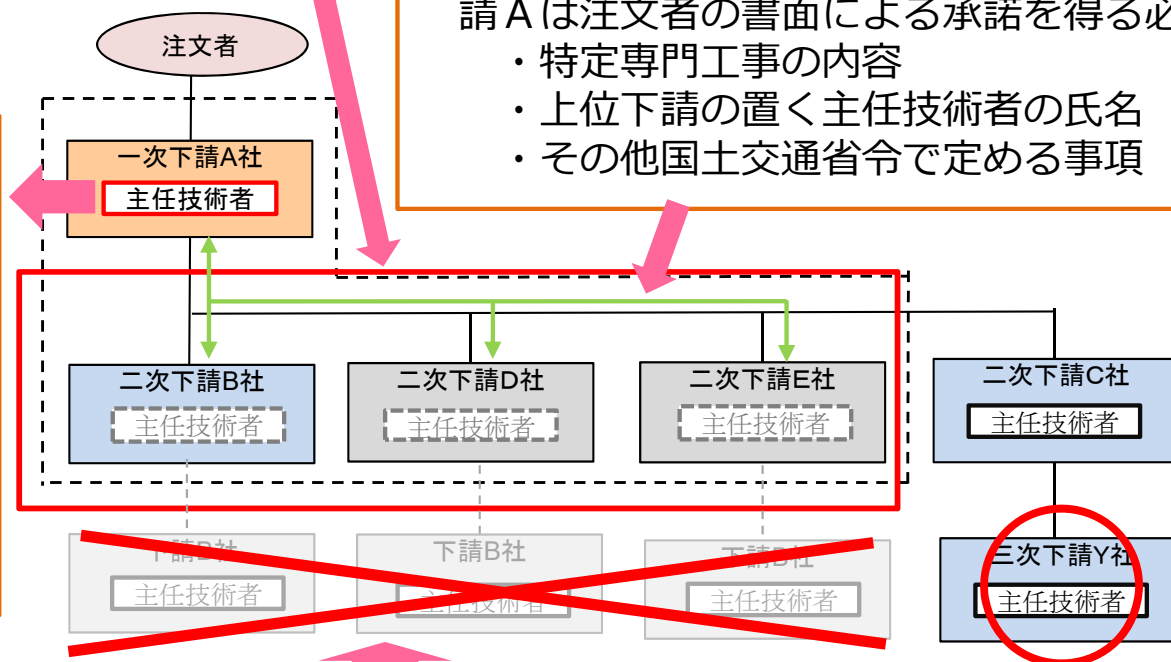
工事を注文する者(一次下請A)と工事を請け負う者(二次下請B、D、E社)が以下の事項を記載した**書面において合意**をする必要がある。この際、一次下請Aは注文者の書面による承諾を得る必要がある。

- ・特定専門工事の内容
- ・上位下請の置く主任技術者の氏名
- ・その他国土交通省令で定める事項

配置される主任技術者の要件 (第7項)

上位下請(一次下請A社)の主任技術者は、下記の要件を満たす必要がある。

- ・当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し**一年以上指導監督的な実務の経験**を有すること。
- ・当該特定専門工事の工事現場に**専任**で置かれること。



再下請の禁止 (第9項)

主任技術者を置かないこととした下請負人(二次下請B、D、E社)は、その**下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない**。⇒違反した場合、監督処分の対象となる

※主任技術者を置いている(制度を利用していない)下請は再下請可能

二以上の工事を同一の専任の“主任・監理”技術者が兼任できる場合

【 原則 】

専任の監理技術者については大規模な工事に係る統合的な監理を行う性格上、二以上の工事を兼任することは認められません。

【 例 外 】

ただし、以下の①②の要件をともに満たす場合は全体の工事を当該建設業者が設置する同一の主任技術者又は監理技術者が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を一の工事とみなして、当該技術者が当該複数工事全体を管理することができます。（発注者は同一又は別々のいずれでも可）

①契約**工期の重複する**複数の請負契約に係る工事であること

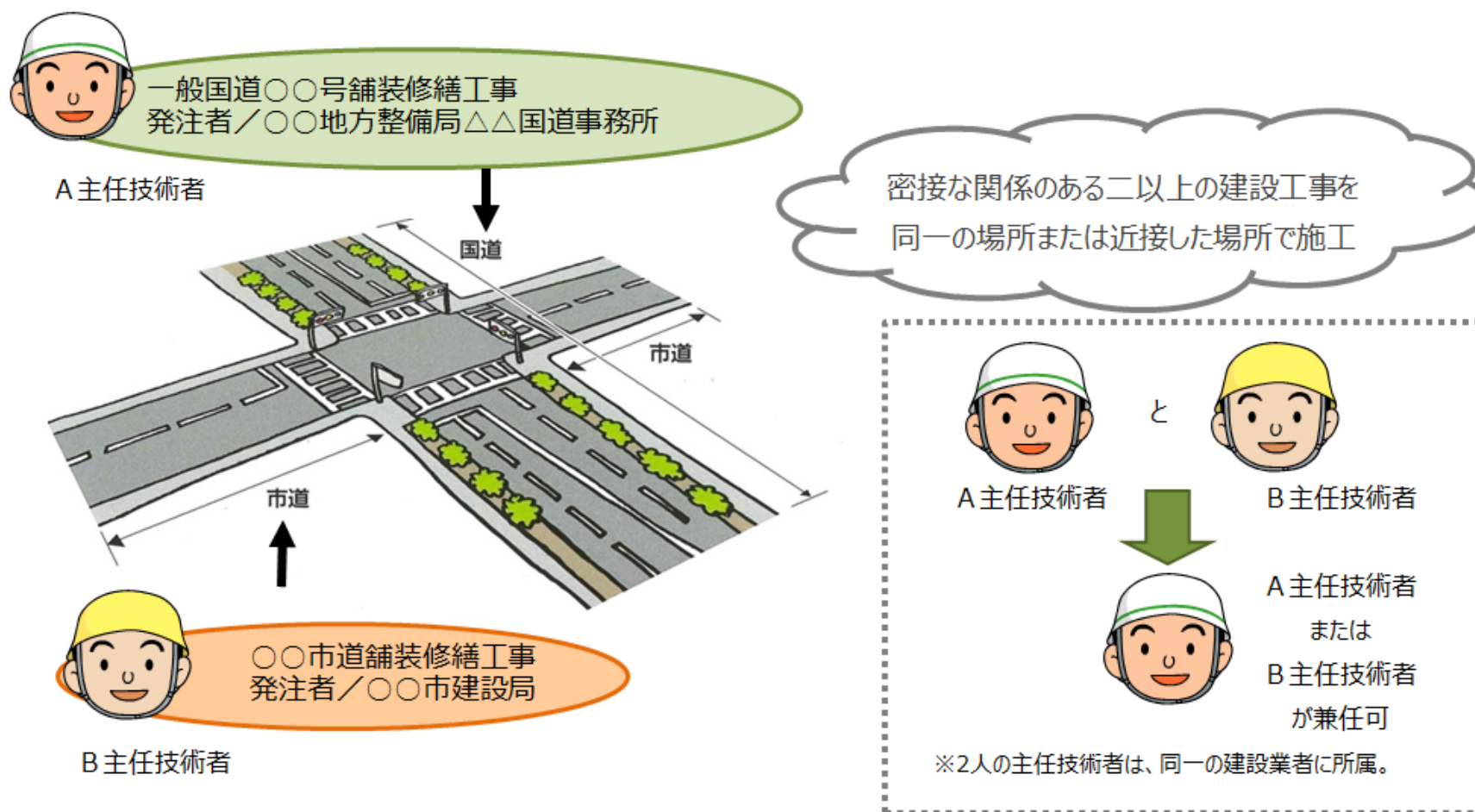
②それぞれの工事の対象となる工作物等に**一体性**が認められるもの

（当初の請負契約以外の請負契約が**随意契約により締結される場合**に限ります。）

二以上の工事を同一の専任の“主任”技術者が兼任できる場合 ①

公共性のある施設もしくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所または近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。

※注 この規定は専任の監理技術者には適用されません。



二以上の工事を同一の専任の“主任”技術者が兼任できる場合 ②

【建設業法施行令 第27条第2項】

前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

※注 この規定は専任の監理技術者には適用されません。

「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて
(改正)

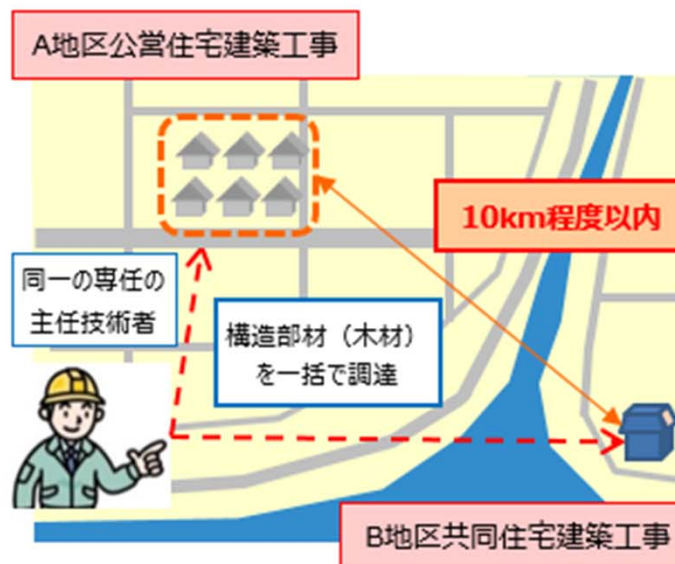
(平成26年2月3日
国土建第275号)
平成26年2月より全国で適用

要件(全て)

- ① 工作物に**一体性**若しくは**連続性**が認められる又は施工にあたり**相互に調整を要するもの**
- ② 工事現場の相互間隔が**10km程度近接した場所**にある
- ③ 同一の建設業者が施工

※「**相互調整**」→資材の調達を一括する場合や、工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合を含む

要件の緩和 (*東日本大震災の被災地ではH25.9より適用)



近接した場所

工事現場の相互の間隔が**10km程度**の場合も適用

密接な関係のある工事

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の適用範囲の弾力化【=例示の追加（**建築工事でも適用**）】

(例)

- ・ 2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
- ・ 相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

適用にあたっては、従来通り、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について**発注者が適切に判断**することが必要

施工体制台帳等の作成

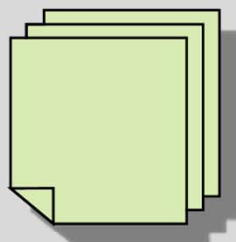
特定建設業者は、
発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請代金の総額が
4,000万円（建築一式工事：6,000万円）以上になる場合、



施工体制台帳・施工体系図の作成が必要（義務）

※**公共工事**を発注者から直接請け負う場合、下請代金の総額にかかわらず、作成が必要（義務）

元請：特定建設業者が、
4,000万円（建築一式 6,000万円）※
以上を下請に出すときに作成



施工体制台帳

（建設業法第24条の8第1項）



施工体系図

（建設業法第24条の8第4項）

※下請契約は「建設工事の請負契約」です。

（建設工事に該当しないと考えられる資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務などの契約金額は含みません。）

施工体制台帳等の様式・記載事項

施工体制台帳

[illegible]

施工体制台帳添付書類

①契約書の写し等

- 発注者との契約書の写し
- 下請契約書の写し

2次下請け以下の下請負人が締結したものも全て

②元請監理技術者関係（監理技術者・主任技術者）の書面

- 配置する技術者の資格を有することを証する書面
 - ＊ 専任を要する監理技術者の場合の資格を有することの書面は監理技術者資格者証に限る。
- 雇用関係を証明できるものの写し（健康保険証等の写し）
 - ＊ 保険者番号及び被保険者等記号・番号にはマスキングを

施工体系図

[illegible]

再下請負通知書

[illegible]

作成建設業が台帳・体系図を整備する際、再下請通知や自ら把握した情報に基づき施工体制台帳を記載しても、再下請通知書を添付する方法でもよい。

一括下請負（丸投げ）とは

工事の丸投げとは、工事を請け負った建設業者が、施工において実質的な関与を行わず、下請負人にその工事の全部又は独立した一部を請け負わせることをいいます。

建設業法では、これを「**一括下請負**」と呼び、原則として**禁止**しています。

公共工事	全面禁止
民間工事	原則禁止（発注者の書面による事前承諾がある場合を除き、禁止）

※平成20年11月28日～

一定の民間工事（多数の者が利用する一定の重要な施設等の工事）についても
一括下請は全面禁止

一括下請負にならないためにも

「**実質的な関与**」が必要。

実質的な関与	元請負人が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うこと
--------	---

※「親会社と子会社間」での下請負についても適用。

「一括下請負」には、重いペナルティ（営業停止処分）が待っています。

元請による実質的な関与

元請業者は、「実質的な関与」として、自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を全て行うことが求められます。

元請（発注者から直接請け負った者）が果たすべき役割

施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請負人の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正
工 程 管 理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請負人間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回
品 質 管 理	○請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認
安 全 管 理	○安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置
技 術 的 指 導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導
そ の 他	○発注者等との協議・調整 ○下請負人からの協議事項への判断・対応 ○請け負った建設工事全体のコスト管理 ○近隣住民への説明



元請は以上の事項を全て行うことが求められる

下請が果たす役割

下請（発注者から直接請け負った者以外）が果たすべき役割

施工計画の作成	○請け負った範囲の建設工事に関する施工計画書等の作成 ○下請負人の作成した施工要領書等の確認 ○元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正
工 程 管 理	○請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認
品 質 管 理	○請け負った範囲の建設工事に関する立会確認（原則） ○元請負人への施工報告
安 全 管 理	○協議組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置
技 術 的 指 導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守 ○現場作業に係る実地の技術指導※
そ の 他	○元請負人との協議※ ○下請負人からの協議事項への判断・対応※ ○元請負人等の判断を踏まえた現場調整 ○請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理 ○施工確保のための下請負人調整

（注）※は、下請が、自ら請けた工事と同一の種類の工事について、単一の建設企業と更に下請契約を締結する場合に必須とする事項



下請は以上の事項を主として行うことが求められる

元請けが果たす役割 と 下請が果たす役割 比較

元請（発注者から直接請負った者）

施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請負人の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請負人間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認
安全管理	○安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導
その他	○発注者等との協議・調整 ○下請負人からの協議事項への判断・対応 ○請け負った建設工事全体のコスト管理 ○近隣住民への説明

工事全体

下請（左記以外）の者

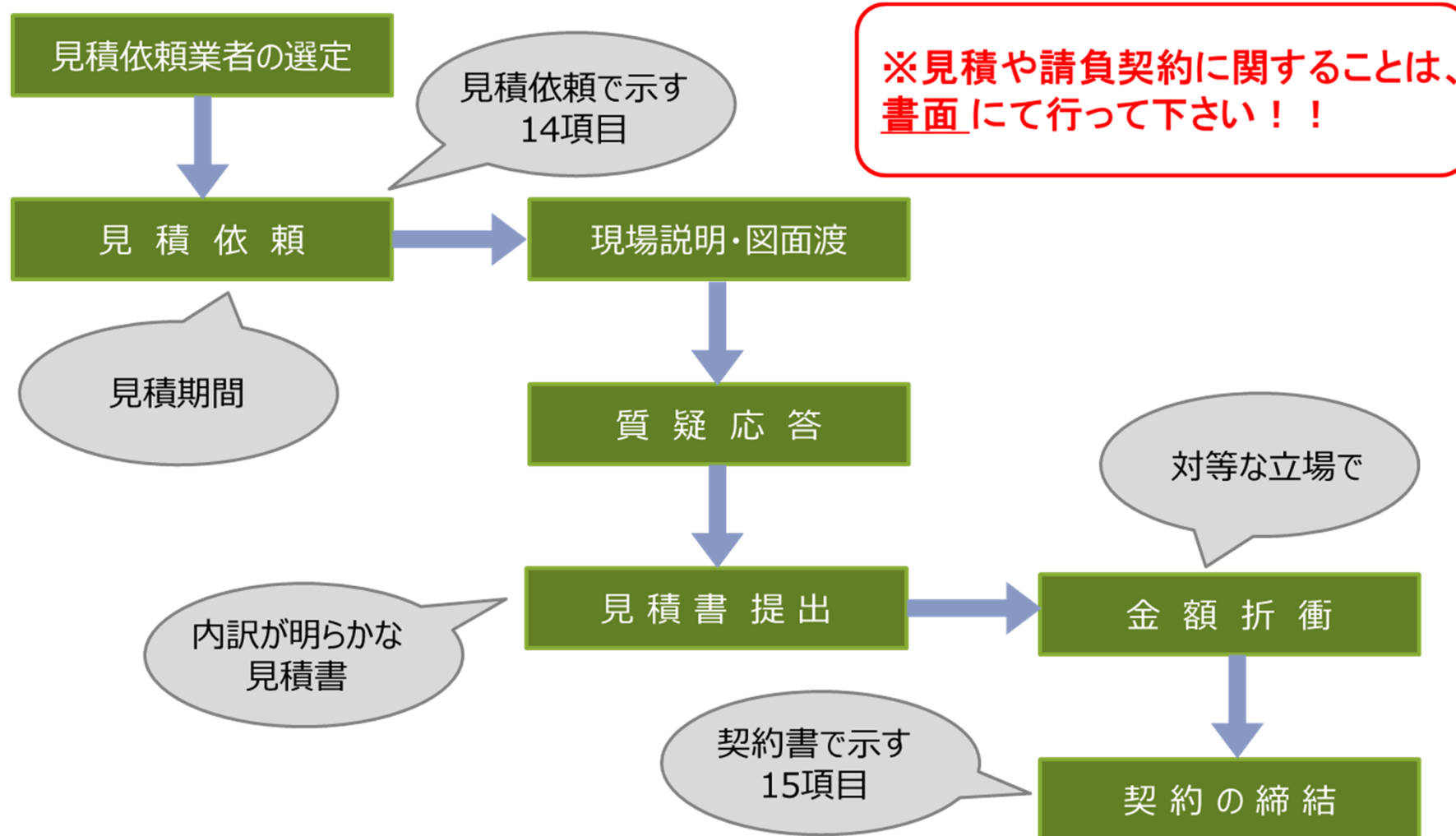
施工計画の作成	○請け負った範囲の建設工事に関する施工計画書等の作成 ○下請負人の作成した施工要領書等の確認 ○元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認
品質管理	○請け負った範囲の建設工事に関する立会確認（原則） ○元請負人への施工報告
安全管理	○協議組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守 ○現場作業に係る実地の技術指導※
その他	○元請負人との協議※ ○下請負人からの協議事項への判断・対応※ ○元請負人等の判断を踏まえた現場調整 ○請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理 ○施工確保のための下請負人調整

請負った
範囲

第5章 適正な取引について

下請契約締結に至るまでのフロー

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結しなければなりません。このためにも、適正な手続が必要です。



見積依頼時は **1 4 項目**の提示

見積依頼は書面で！ 下請契約の具体的内容を提示することも必要！

以下の **1 4 項目**が記載された**書面**で行いましょう。

①工事内容

②工事着手・工事完成の時期

③支払い時期、方法

④工事を施行しない日又は時間帯

⑤工期、代金の変更、損害の負担、
それらの額の算定方法

⑥天災等の不可抗力による工期変更
損害負担、額の算定方法

⑦価格等の変動・変更に基づく代金・
工事内容の変更

⑧工事の施工により第三者が損害を受けた
場合の賠償金の負担に関する定め

⑨資材提供、機械貸与の内容

⑩検査の時期、方法、引渡の時期

⑪工事完成後の支払い時期、方法

⑫瑕疵担保責任、保証保険契約の内容

⑬債務不履行の場合の損害金

⑭契約に関する紛争の解決方法

標準的な見積費目

- ・見積書は、「工事の種別ごとの経費の内訳」「工事の行程ごとの作業及びその準備に必要な日数」が明らかとなったもの
- ・適正な法定福利費等についても、表示を行う。

直接工事費

+

共通仮設費

+

現場管理費

+

諸経費

見積期間

建設工事の合理的かつ適正な施工を図るためには、
下請負人が適切に見積を行うに足りる期間を設けなければなりません。

下請工事の予定価格の金額	見積期間
① 500万円に満たない工事	中 1 日以上
② 500万円以上5,000万円に満たない工事	中 10 日以上
③ 5,000万円以上の工事	中 15 日以上

注) 予定価格が②③の工事については、やむを得ない事情があるときに限り、見積期間をそれぞれ、**5日以内**に限り短縮することができます。

そ の 他

- ◆見積条件の明確化
- ◆見積費目の提示・確認
- ◆図面・仕様書の提示・確認
- ◆質問内容の明確化・迅速な質問
- ◆職務上権限を有する者同士の対応
- に心がけましょう。

工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供

工期や請負代金の額に影響を及ぼす以下の事象が発生する恐れがある場合には、契約の締結までに、建設業者に対して、その旨及び状況把握のため必要な情報を提供しなければなりません。

- ・地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- ・騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

対等な立場で

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結しなければなりません。

自己の取引上の地位を不当に利用し、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはなりません。

見積書の電子化について明確化（R3.9.1）

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年9月1日施行）により、見積書を電磁的方法により提供することが可能な旨が建設業法において明確化されました。

（建設業法第20条第3項改正内容） 建設業者は、前項の規定による見積書の交付に代えて、政令で定めるところにより、建設工事の注文者の承諾を得て、当該見積書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。（電磁的方法を用いた請負契約の手続きについては、従前から建設業法に規定あり）

契約締結時は **1 5 項目**の提示

建設業法では **1 5 項目**を記載した請負契約を書面により、**工事着手前に締結し、相互交付すること**を求めています。元請下請間等の紛争を防ぐことが目的。

①工事内容

②請負代金額

③工事着手・工事完成の時期

④工事を施行しない日又は時間帯

⑤支払い時期、方法

⑥工期、代金の変更、損害の負担、
それらの額の算定方法

⑦天災等の不可抗力による工期変更
損害負担、額の算定方法

⑧価格等の変動・変更に基づく代金・
工事内容の変更

⑨工事の施工により第三者が損害を受けた
場合の賠償金の負担に関する定め

⑩資材提供、機械貸与の内容

⑪検査の時期、方法、引渡の時期

⑫工事完成後の支払い時期、方法

⑬瑕疵担保責任、保証保険契約の内容

⑭債務不履行の場合の損害金

⑮紛争の解決方法

契約のパターン

書面により契約書を作成する方法以外にも、

一定の要件を満たせば、注文書・請書を相互に交付する方法も可能。

公共工事・民間工事 とも

契約内容を①～③のいずれかの書面で作成する必要があります。

①

契 約 書

②

注文書 ・ 請 書

+

基本契約書

③

注文書 ・ 請 書

+

基本契約約款

※③の場合は『注文書』・『請書』それぞれに、同じ内容の基本契約約款が添付（割印付き）又は印刷されたものが必要。

各項目におけるポイント

★細かい！と思われるかもしれませんが・・・
後々のトラブルを防ぐためには重要なことです

1 見積条件の提示

- 見積条件の提示に当たっては下請契約の具体的内容を提示。
- 望ましくは、下請契約の内容は書面で提示すること、更に作業内容を明確に。
- 予定価格の額に応じて一定の見積期間を設けること。

2 書面による契約締結

- 契約は下請工事の“着工前”に“書面”により行う。追加工事、工期変更も同様。
- 契約書面には建設業法で定める一定の事項を記載。
- 注文書・請書による契約は、一定の要件を満たすこと。
- 建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約が基本。
- 片務的な内容による契約は、建設業法上不適当。
- 追加工事等の内容が直ちに確定できない場合は、
 - ・ 追加工事の具体的な内容、
 - ・ 契約変更の対象となること、
 - ・ 契約変更の時期、
 - ・ 追加工事等に係る契約単価の額を書面で取り交わし、全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行うこと。
- 下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず工期変更になり、これに起因して下請工事の費用が増加したにもかかわらず、契約変更に応じないことは、建設業法に違反。

各項目における主要なポイント

3 工 期

- 工期に変更が生じた場合には、当初契約と同様に変更契約を締結すること。
- 下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず工期が変更になり、これに起因する下請工事の費用が増加した場合は、元請負人がその費用を負担することが必要。

著しく短い工期の禁止

通常必要と認められる期間に比べて著しく短い工期とは・・・

「工期に関する基準」等に照らして不適正に短く設定された期間

その判断は、見積条件、見積内容、契約の内容、当該工期で請負契約を締結した事情、工期に対する考え方、過去同種工事の実績、賃金台帳等を元に、

工期が短くなることによって違法な長時間労働などの状態で施工することになっていないか、等を総合的に勘案して、個別に判断される。

契約変更も同様！

各項目における主要なポイント

4 不当に低い請負代金

- 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を請負人と締結することが禁止されている。
- 「自己の取引上の地位の不当利用」とは、取引上優越的な地位にある元請負人が、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いること。
⇒下請代金の額の決定に当たり下請負人と十分な協議が行われたかどうかといった対価の決定方法により判断される。

5 指 値 発 注

- 指値発注は建設業法に違反するおそれ。
- 元請負人は、指値発注により下請契約を締結することがないよう、自らが提示した額の積算根拠を明らかにして下請負人と十分に協議を行うなど、留意することが必要。

★指値発注：元請負人が下請負人との請負契約を交わす際、下請負人と十分な協議をせず又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示（指値）し、その額で下請負人に契約を締結させること

各項目における主要なポイント

6 不当な使用資材等の購入強制

- 建設業法第19条の4で禁止される「不当な使用資材等の購入強制」とは、請負契約の締結 に注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、請負人に使用資材等を指定し、これら請負人に購入させてその利益を害すること。
- 元請負人が使用資材等の指定を行う場合には、見積条件として提示することが必要。

7 やり直し工事

- やり直し工事を下請負人に依頼する場合は、やり直し工事が下請負人の責めに帰すべき場合を除き、その費用は元請負人が負担することが必要。
- 下請負人の責めに帰さないやり直し工事を下請負人に依頼する場合は、契約変更が必要。

8 赤伝処理

- 赤伝処理を行う場合は、元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要。
- 赤伝処理を行う場合は、その内容を見積条件・契約書面に明示することが必要。
- 赤伝処理は下請負人との合意のもとで行い、差引額についても下請負人の過剰負担となることがないように十分に配慮することが必要。

★赤伝処理：元請負人が

- ① 一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の費用
 - ② 下請代金の支払に関して発生する諸費用（下請代金の振り込み手数料等）
 - ③ 下請工事の施工に伴い、副次的に発生する建設廃棄物の処理費用
 - ④ 上記以外の諸費用（駐車場代、弁当ごみ等のごみ処理費用、安全協力会費等）
- を下請代金の支払時に差引く（相殺する）こと

各項目における主要なポイント

9 下請代金の支払

- 正当な理由がない長期支払保留は建設業法に違反。
- 望ましくは下請代金をできるだけ早期に支払うこと。
- 下請代金の支払いはできる限り現金。少なくとも労務費相当額は現金で支払うよう配慮。

10 長 期 手 形

- 割引を受けることが困難な長期手形の交付は建設業法に違反。
⇒手形期間は120日以内に、できるだけ短い期間。
- 現金化にかかる割引料のコストは下請負人の負担とならないよう十分協議。

P.62参照

11 不利益取扱いの禁止

- 不当に低い請負代金での請負契約の締結、不当な使用資材等の購入強制、正当な理由がない長期の支払保留などの違反行為を、下請負人が国土交通大臣等や公正取引委員会又は中小企業庁に通報したことにより不利益な取り扱いをすることは禁止。

各項目における主要なポイント

12 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存

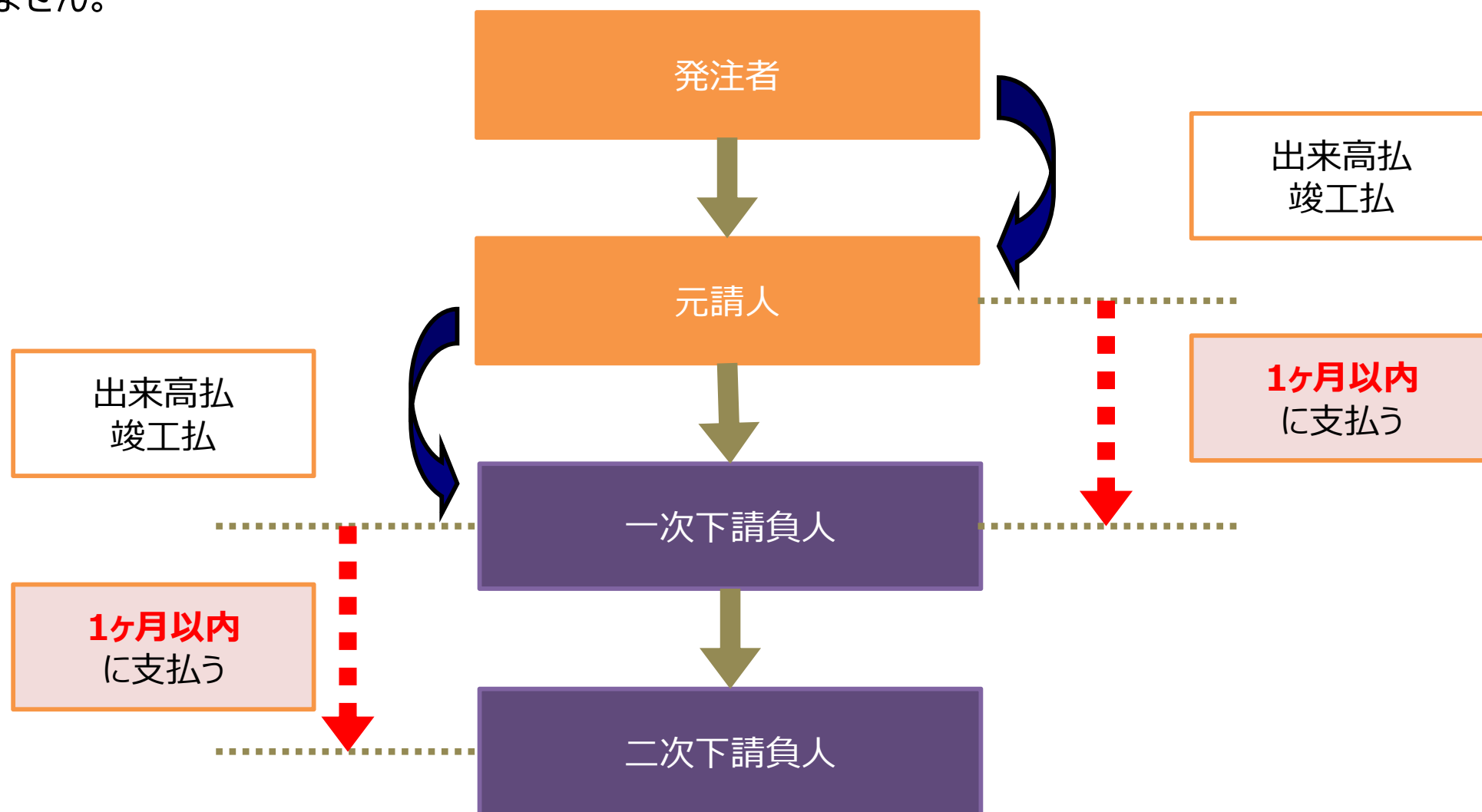
- 営業所ごとに、帳簿を備え、5年間保存すること。
- 帳簿には契約書などを添付することが必要。
- 発注者から直接建設工事を請け負った場合は、10年間保存する図書がある。

13 関係法令（独占禁止法、社会保険・労働保険、労働災害防止対策、下請代金の支払手段）

- 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第19条の3外の規定に違反している事実があり、その事実が独占禁止法第19条の規定（「事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。」）に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対して措置請求を行うことができる。
- 法定福利費や労働災害防止対策に要する経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれる。
- 法定福利費は、建設業法第20条第1項において、建設工事の経費の内訳を明らかにして見積りを行うよう努めなければならない。
- 施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、労働災害防止対策を講ずるためのみに要する経費については、契約書面の内訳書などに明示することが必要。
- 元請負人は、下請負人から提出された法定福利費や労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しなければならない。

上位注文者から出来高払・竣工払の支払を受けたら…

元請負人は、注文者から請負代金の出来高払い又は竣工払いを受けたときは、その支払対象となった工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を『**1ヵ月以内**』に支払わなければなりません。



支払にあたっては…

下請代金の支払いは、できるだけ現金によるものとし、**少なくとも労務費相当分は現金**で支払うよう配慮しなければなりません。

手形で支払う場合においても、**手形期間は120日以内で、できるだけ短い期間**としましょう。

元請負人は、前払金を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう配慮しなければなりません。



できるだけ**現金**で！



手形期間は、**120日以内で、できるだけ短く**

●下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とすること。新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえつつ、おおむね3年以内を目途として、可能な限り速やかに実施すること。

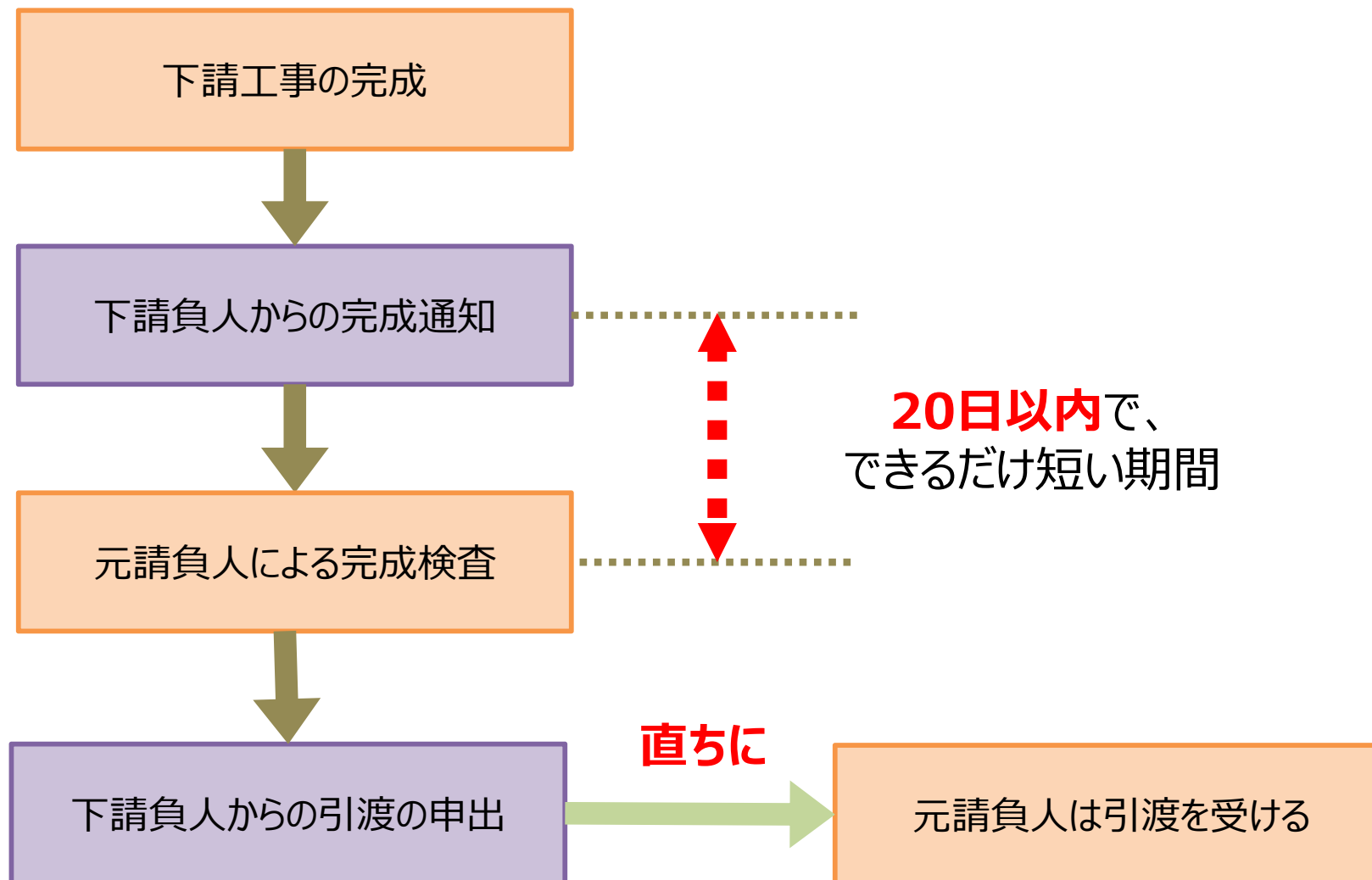
（「下請代金の支払手段について」（令和3年3月31日 20210322中庁第2号・公取企第25号））

●約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進することとされていること等を踏まえ、建設業界においても、発注者を含めて関係者全体で、約束手形の利用の廃止に向けて、前金払等の充実、振込払い及び電子記録債権への移行、支払サイトの短縮等の取組を進めていくよう努めることが重要であることについても留意しなければならない。（「成長戦略実行計画」

（令和3年6月18日 閣議決定））

下請工事の完成後は…

元請負人は、下請工事の完成を確認するための検査を、
工事完成の通知を受けた日から20日以内に行い、
かつ、検査後に下請負人が引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受ける。



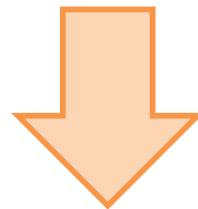
特定建設業者の場合…

特定建設業者は、下請負人（特定建設業者又は資本金額が4,000万円以上の法人を除く。）からの引渡し申出日から起算して『**50日以内**』に下請代金を支払わなければなりません。



更に

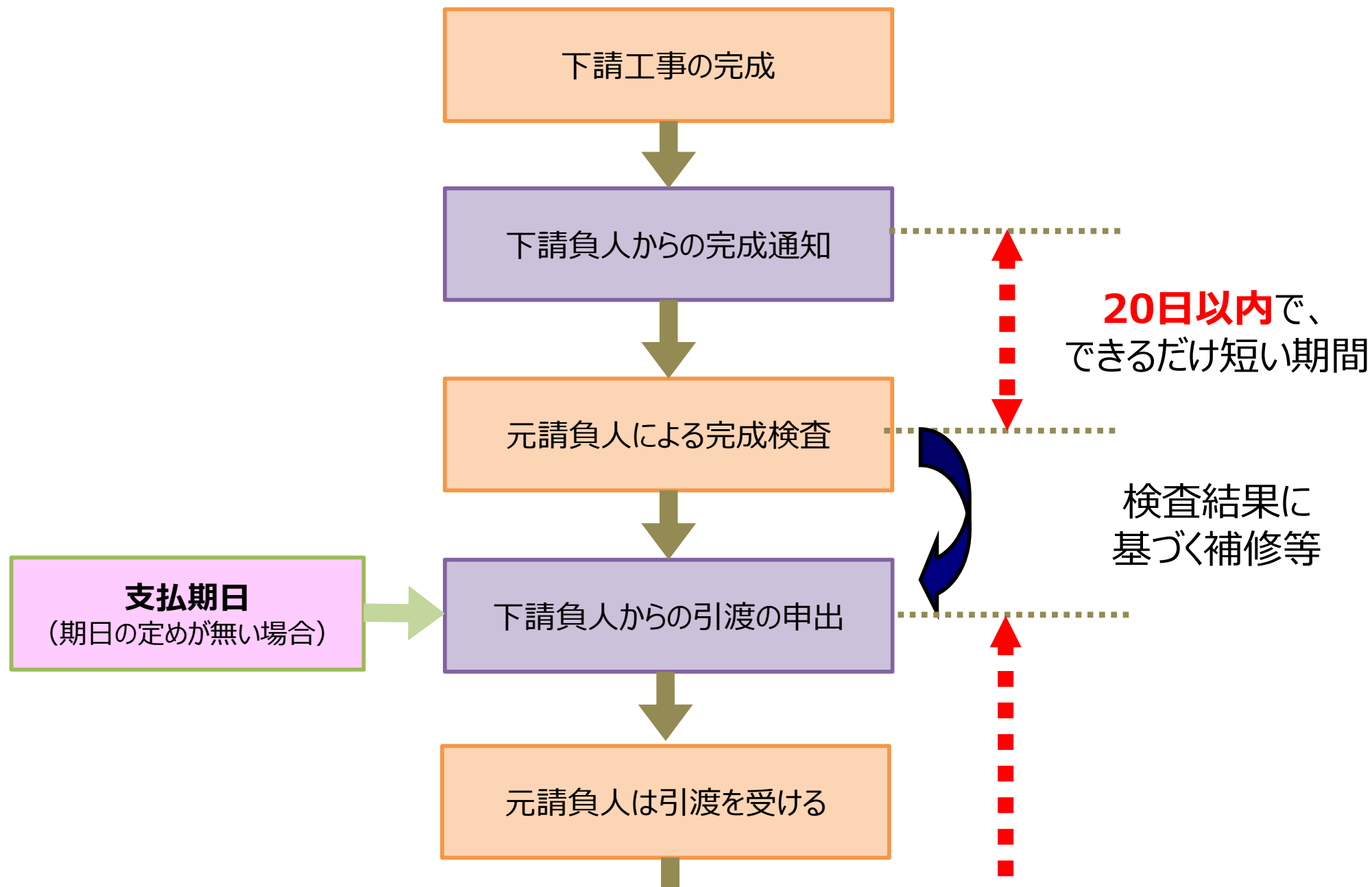
元請負人としては、注文者から請負代金の出来高払い又は竣工払いを受けたときは、その支払対象となった工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を『**1ヵ月以内**』に支払わなければなりません。



このため、

- ・ 出来高払いや竣工払いを受けた日から『**1ヵ月以内**』か、
- ・ 引渡しの申出から『**50日以内**』の支払期日（支払期日の定めがなければ引渡し申出日）のいずれか早い方が実際の支払日です。

特定建設業者の場合…《まとめ》



特定建設業者の場合…《まとめ》

元請負人は引渡を受ける
(再掲)

下請負人からの下請代金の請求

元請負人による下請代金の支払

下請負人が引渡しの
申出をした日から
50日以内で、
できる限り短い期間内

支払期日は、

“引渡の申出日から50日後の日”

又は

“注文者からの支払を受けて1ヶ月後の日”
のいずれか早い日

一括下請負（丸投げ）とは

工事の丸投げとは、工事を請け負った建設業者が、施工において実質的な関与を行わず、下請負人にその工事の全部又は独立した一部を請け負わせることをいいます。

建設業法では、これを「**一括下請負**」と呼び、原則として**禁止**しています。

公共工事	全面禁止
民間工事	原則禁止（発注者の書面による事前承諾がある場合を除き、禁止）

※平成20年11月28日～

一定の民間工事（多数の者が利用する一定の重要な施設等の工事）についても
一括下請は全面禁止

一括下請負にならないためにも

「**実質的な関与**」が必要。

実質的な関与

P.45～47参照

元請負人が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うこと

下請負人も、再下請負を行うにあたっては、請け負った工事の範囲について、同様な義務を負う

※「親会社と子会社間」での下請負についても適用。

「一括下請負」には、重いペナルティ（営業停止処分）が待っています。

■元請負人が、予定価格700万円の下請契約を締結する際、見積期間を3日として下請負人に見積を行わせた場合

■元請負人が地下埋設物による土壤汚染がある事を知りながら、下請負人にその情報提供を行わず、そのまま見積を行わせ、契約した場合

■元請負人からの指示に従って下請負人が書面による請負契約の締結前に工事に着手し、工事の施工途中または工事終了後に契約書面を相互に交付した場合

■基本契約書を取り交わさない、あるいは契約約款を添付せずに注文書と請書のみ(またはいずれか一方のみ)で契約を締結した場合

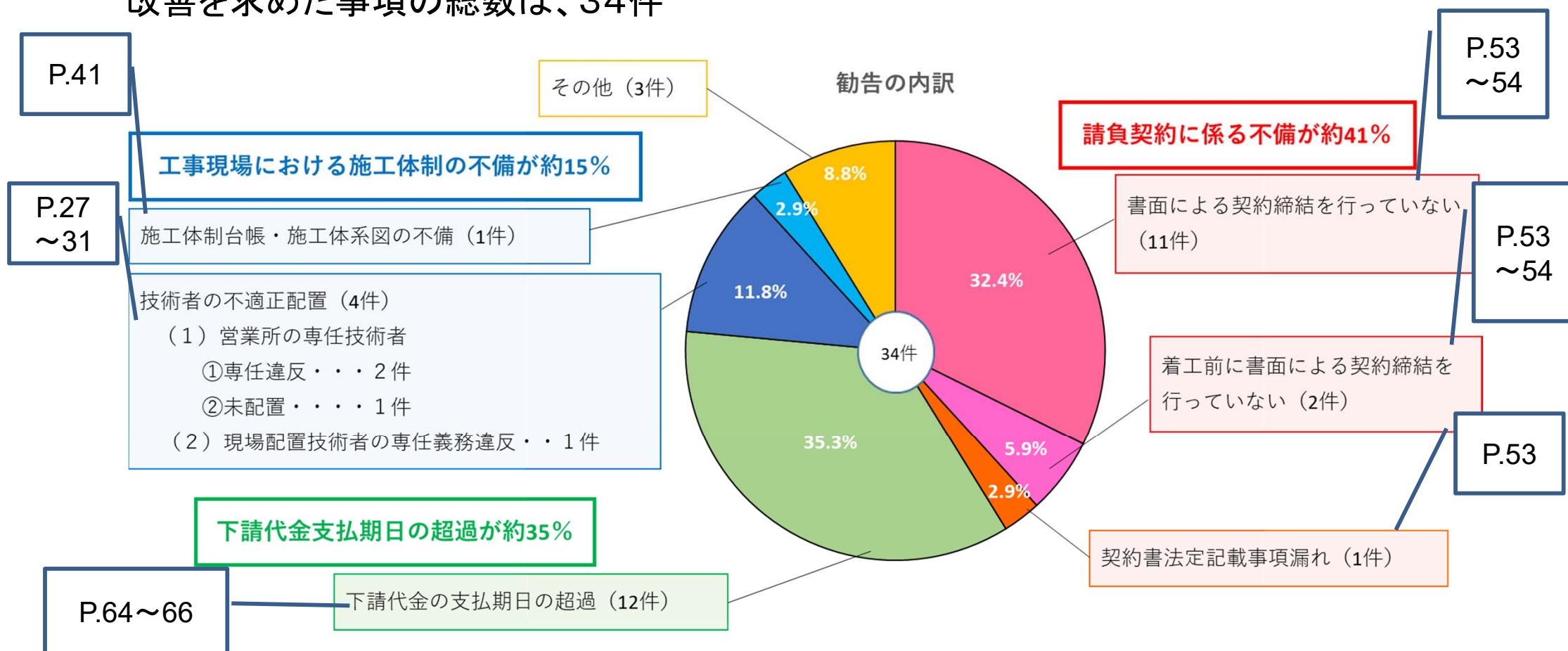
■追加工事等が発生したが、元請負人が書面による変更契約を行わなかった場合

○中国地方整備局建設業法令遵守推進本部まとめ

令和2年度は、大臣許可業者38業者に対して立入検査を実施

17業者に対して、改善のための文書勧告

改善を求めた事項の総数は、34件



こうした事項は、発注者（施主）・受注者、あるいは元請・下請の関係においてトラブル原因ともなっています。
ご注意ください。

1. 策定の趣旨

※ガイドラインとは・・・当該施策における目安・指標

本ガイドラインは、元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定

2. 本ガイドラインの内容

(1) 建設業の下請取引における取引の流れに沿った形で、見積条件の提示、契約締結といった以下の12項目について、留意すべき建設業法上の規定を解説するとともに、建設業法に抵触するおそれのある行為事例を提示

1. 見積条件の提示等（建設業法第20条第3項、**第20条の2**）
2. 書面による契約締結
 - (1) 当初契約（建設業法第18条、**第19条第1項**、第19条の3、**第20条第1項**）
 - (2) 追加工事等に伴う変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）
- 3. 工期**
 - (1) **著しく短い工期**（建設業法第19条の5）
 - (2) 工期変更に伴う変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）
 - (3) 工期変更に伴う増加費用（建設業法第19条第2項、第19条の3）
4. 不当に低い請負代金（建設業法第19条の3）
5. 指値発注（建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第3項）
6. 不当な使用資材等の購入強制（建設業法第19条の4）
7. やり直し工事（建設業法第18条、第19条第2項、第19条の3）
8. 赤伝処理（建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第3項）
9. 下請代金の支払
 - (1) 支払保留・支払遅延（建設業法第24条の3、第24条の6）
 - (2) **支払手段**（建設業法第24条の3第2項）
10. 長期手形（建設業法第24条の6第3項）
- 11. 不利益取扱いの禁止**（建設業法第24条の5）
12. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存（建設業法第40条の3）

(2) 関連法令の解説として以下の内容を掲載

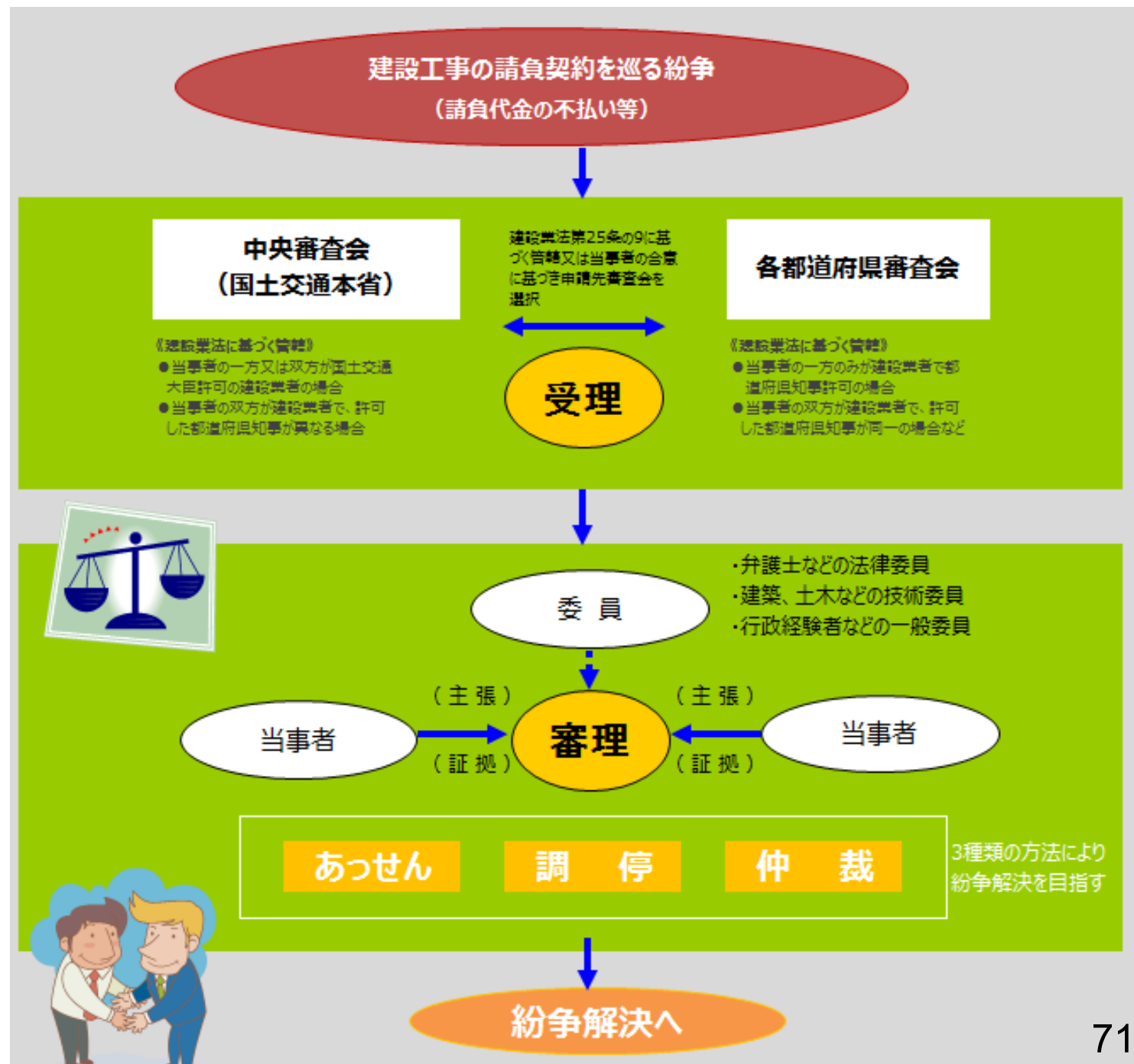
- 13-1 独占禁止法との関係について（建設業の下請取引に関する建設業法との関係）
- 13-2 社会保険・労働保険等について（法定福利費の確保）
- 13-3 労働災害防止対策について（実施者と経費の負担の明確化）

建設工事紛争審査会

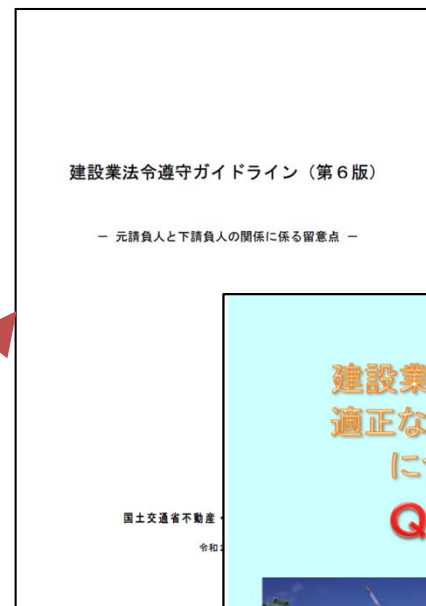
- ・ 中央（国土交通本省）と各都道府県に設置
- ・ 建設工事の請負契約に関する紛争が対象
- ・ 法律、建築、土木等の専門家の委員の知見を活用
- ・ “あっせん” “調停” “仲裁” により、紛争の簡易・迅速・妥当な解決を図る

ご相談は、国土交通本省
（建設業課）
又は
各都道府県
（建設業担当課）

へお願いします。

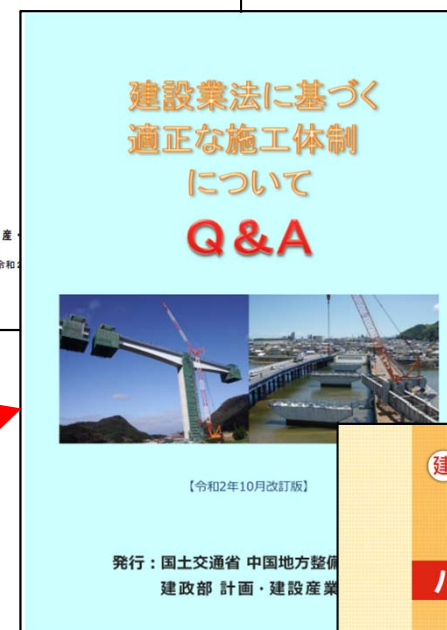


中国地方整備局ホームページからも、次のような参考資料が入手できます。是非、ご覧下さい。



このガイドラインの概要は、本日の資料に含まれています。

元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するか等が具体的に示されています。



施工体制だけでなく、建設業における適正な契約等についても、簡潔に解説しています。



建設業法違反となる取引上の行為や注意点と、目指すべき取引のあり方等を簡潔に解説しています。



建設業法令遵守に関する説明動画の紹介(令和2年作成)

建設業取引適正化推進期間講習会資料及び動画

令和元年6月12日に公布された建設業法等の改正内容を中心とした解説を行った、中国地方整備局が実施した講習動画です。(令和2年11月12日)

<https://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/shidou/pdf/201204kensetsugyo-koshukai-shiryo.pdf>

https://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/shidou/mp4/20201113_kensetsugyo-koshukai-douga.mp4

新たな建設業取引のルールがスタートします！ ～建設業法令遵守ガイドラインの改訂について～

令和元年6月12日に公布された建設業法等の一部を改正する法律が、一部規定を除き令和2年10月1日から施行され、建設業取引に係る部分について、「著しく短い工期の禁止」などの新たなルールが創設されました。この動画では、建設業法令遵守ガイドラインの改訂内容に基づき、新たなルールについてわかりやすく紹介します。

建設業法令遵守ガイドライン改訂に関する説明動画 URL →

<https://youtu.be/jRPxJMyeoKQ>

建設業法令遵守ガイドラインの改訂について
～著しく短い工期の禁止等～

国土交通省 不動産・建設経済局
建設業課
令和2年9月

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

みんなで守る！建設業の適正取引 ～建設企業のための適正取引ハンドブック（第2版）の紹介～

建設工事の適正な施工を確保し、建設業界全体の健全な発達を促進するためには、工事に携わる建設業者が適正な請負契約を締結するなど、適正な取引を徹底しなければなりません。この動画では、建設企業のための適正取引ハンドブック（第2版）に基づき、適正な建設業取引の方法についてわかりやすく紹介します。

建設企業のための適正取引ハンドブック（第2版）説明動画 URL →

<https://youtu.be/Sbc3FRKt6xo>



社内研修などでお役立てください！

参考 建設業における 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針における建設工事等の位置づけ

- 公共工事等の安全安心に必要な社会基盤に係る事業者については、緊急事態宣言時においても最低限の事業継続を要請 ※「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」においては、公共工事の早期執行を図り、景気の下支えに万全を期すこととされている
- 緊急事態宣言時においても、国民の安定的な生活の確保の観点から、インフラ運営関係等に係る事業者については、自宅等で過ごす国民が必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業の事業継続を要請

工事現場等での感染予防対策 (都道府県・政令市・建設業者団体あて)

- 建設現場やオフィスにおける、感染予防対策の基本的事項について、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を作成し、周知。
※コロナウイルス対策に伴う熱中症リスク軽減のための取組等も追記
(令和2年5月14日国土建第18号、令和2年7月1日国不建第1号、令和2年8月25日国不建第82号、令和2年12月24日国不建第302号等)
- 施工中の工事の現場等において、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、受注者を通じてすべての作業従事者等の健康管理に留意するよう依頼
- コロナウイルス感染症の感染者(感染の疑いのある者を含む。)及び濃厚接触者があることが判明した場合に、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図るとともに、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるよう依頼
(令和2年4月8日国土入企第6号、令和2年4月17日国土建第7号、令和2年5月25日事務連絡、令和3年1月7日国不入企第31号等)
- 建設工事の現場では、元請事業者はじめ、施工に携わるそれぞれの立場で、極力、「三つの密」の回避や影響の軽減がなされることが重要。
特に、建設現場での朝礼・点呼、各種打合せ、着替えや食事休憩、密室・密閉空間における作業などについて、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、「三つの密」の回避や影響緩和のための対策徹底等について依頼 (建設現場の「三つの密」回避等の取組事例についても周知)

(令和2年4月8日国土入企第6号、令和2年4月17日国土建第7号、令和2年5月25日事務連絡、令和3年1月7日国不入企第31号等)

※直轄事業:感染拡大防止対策を徹底するとともに、追加費用を要する感染拡大防止対策で必要と認められるものについては請負代金額や工期等の変更を行う旨通知

(令和2年4月20日国地契第5号等)(地方公共団体及び建設業者団体等に参考送付)

感染拡大防止対策に伴う下請契約・下請代金支払いの適正化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底等について(令和2年3月11日建設市場整備課長 → 建設業者団体あて要請)工事の一時中止・延期等に際して、下請契約においても、工期の見直しや一時中止等を適切に講ずるとともに、下請契約における適正な工期の確保、請負代金の設定及び適切な代金の支払等、元請負人と下請負人との間の取引の適正化のより一層の徹底を要請

公共工事における一時中止等の対応

(都道府県・政令市あて、市町村・建設業者団体等にも周知)

- 施工中の工事等における一時中止措置等の対応について通知
 - ・新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等に伴い、技術者等が確保できない場合や、資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止等の申出があった場合において、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、受注者の責によらない事由によるものとして、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行う

(令和2年4月8日国土入企第6号、令和2年5月25日事務連絡、令和3年1月7日国不入企第31号等)

(参考)直轄事業における一時中止措置等 ※都道府県等に対して参考周知

(令和2年4月7日国地契第1号等、令和2年5月25日事務連絡、令和3年1月7日国会公契第29号等)

- ・受注者から一時中止等の希望の申出がある場合、感染拡大防止に向けた取組状況等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、受注者の責めに帰すことができないものとして、工事等の一時中止や設計図書等の変更を行い、一時中止措置等を行った場合においては、必要に応じて請負代金額の変更や工期の延長等、適切に対応する。
※工事等を継続又は再開する場合に、感染拡大防止対策を適切に実施

【入札等の手続及びヒアリングの実施等について】

- ・総合評価落札方式における評価等について、適宜柔軟な対応を行う
- ・公告案件において原則ヒアリングを実施しない。公告済の案件も、可能な限り省略

民間工事における一時中止等の対応 (建設業者団体・民間発注者団体あて)

- 公共工事に係る対応(一時中止等や工事現場等での感染予防対策)について、民間発注者団体に対しても周知
- 資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款において、「不可抗力」によるものとして受注者は発注者に工期の延長を請求でき、増加する費用については受発注者が協議をして決めることとされている旨を周知

(令和2年4月8日事務連絡、4月17日国土建第7号、令和2年5月25日事務連絡、令和3年1月7日事務連絡等)



建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和3年5月12日改訂版)

1. はじめに

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年5月7日変更）」において、公共工事は社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、継続を求められる事業として位置づけられている。
- また、国民の安定的な生活の確保の観点から、インフラ運営関係（電力、ガス、上下水道等）、家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）等の事業者について、自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業の事業継続を要請するとされており、公共工事以外の建設工事についてもこれらの事業の継続のために必要な工事については継続することが求められるものと考えられる。

2. 感染防止のための基本的な考え方

- 「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。
- 特に、「三つの密」が生じやすいと考えられる建築工事の現場やオフィスにおいては、感染防止対策の徹底に注意が必要である。

3. 講じるべき具体的な対策

（１）感染予防対策の体制 / （２）健康確保 / （３）建設現場 / （４）オフィス等における勤務 / （５）通勤 / （６）従業員・作業員に対する協力のお願い / （７）感染者が確認された場合の対応 / （８）その他

（３）建設現場 [詳細]

- 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、手洗いなどの感染予防の徹底に加え、建設現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策の徹底を図ることが必要である。
- 建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などについて、「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策を徹底するものとする。

（i）建設現場における対応

- ・現場入場時の体温測定等、個々の建設現場において適切な健康管理を実施する。
 - ・内装工事や仮設昇降機内などで閉鎖もしくは狭い空間に多人数が集まる場面では、マスク着用は元より、工事エリアごとに区画を設定し、人数制限を設けるほか、扉・窓の開放による自然換気、換気装置の設置などにより、感染を予防する。
 - ・特に、重機や車両のハンドルや操作レバー等複数の従業員が頻繁に触れる箇所についてはこまめに消毒を行う、必要に応じ、車両運転時に使い捨てのゴム手袋等を着用する。等
- ※気温・湿度が高い時期においては、現場の状況に応じた熱中症対策に取り組む。

（ii）建設現場への移動・立ち入り

- ・現場の状況に応じ、作業員を複数班に分け、入場時間や退場時間を一定時間ずらす。
- ・建設現場に車両で移動する際には、車両数を増やす、近隣に借地し駐車スペースを確保する等により、同乗・相乗りを可能な限り避けるようにする。等

（iii）作業員宿舎における対応

- ・宿泊する作業員が密な状態とならないよう、発注者と協議の上、十分な広さの作業員宿舎を確保する等

（iv）休憩・休息スペース

- ・食堂等で飲食する場合、時間をずらす、椅子を間引く、車中で食事を取る他、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努める。困難な場合も、対面で座らないようにする。これらの措置が困難な場合は、簡易なパーテーション（アクリル板等）を設置する。等
- ※寒冷な場面においては、適切な換気（機械換気による常時換気や室温が下がらない範囲（18℃以上を目安）での常時窓開け）や適度な保湿（湿度40%以上を目安）を行う。

（v）トイレ

（vi）入札契約に関する対応

- ・建設工事の一時中止等の際には、下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるほか、下請負人や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように十分な配慮をするとともに、適切な代金の支払い等、元請負人と下請負人との間の取引の適正化の徹底を図る。
- ・感染拡大防止対策に必要な設計変更について発注者との協議を行うなど、入札契約手続きにおいて適切な対応を行う。等

- 直轄工事・業務では、感染拡大防止のため、「3密」の回避や沿革での現場確認など、必要と認められる対策について、精算時に契約変更を実施。

※以下の例に限らず、受発注者の協議により設計変更の対象となることもあるため、様々な工夫を期待（契約額に大きく関わる対策は前広な協議を）

（設計変更の対象とする対策の例）



「3密」の中での打合せ
⇒現場事務所の拡張



インカム



シールドヘルメット



作業時のマスク着用



消毒液の設置



サーモグラフィー体温計



労働者宿舎（↑外観、
→共用スペース）

⇒近隣宿泊施設の確保



Webカメラを活用した
遠隔による現場確認

